

平成 15 年 度
住 宅 局 関 係 予 算 概 要

平成 15 年 1 月

国 土 交 通 省 住 宅 局

目 次

I 平成15年度住宅局関係予算の概要

第1 基本方針	1
1. 平成15年度住宅局関係予算事業費・国費総括表	3
2. 平成15年度住宅局関係財政投融资等総括表	5
3. 平成15年度住宅建設計画戸数	7
4. 新重点4分野への施策の重点化・効率化	7
5. 「社会資本整備重点計画（仮称）」の策定等	8
第2 主要事項	
i 新重点4分野への施策の重点化・効率化	
1. 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会	9
2. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策	19
3. 循環型社会の構築・地球環境問題への対応	21
ii 特殊法人改革を契機とした政策ツールの再編	24
iii 事業の重点化・効率化の一層の推進	
1. 補助事業の見直し	28
2. 透明性・客観性の確保	31

II 事項別概要

第1 公的住宅の供給の推進	32
1. 公営住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の供給の推進	32
2. 良質な民間賃貸住宅の供給の推進	34
3. 住宅金融公庫融資等による良質な住宅取得等の促進	35
4. 都市基盤整備公団による民間主体の都市再生の実現	37
5. がけ地近接等危険住宅の移転の推進	40
第2 住宅市街地の総合的な整備等による良好な居住環境整備の推進...	41
1. 住宅市街地等の総合的な整備の推進	41
2. 市街地の再開発の推進	43
3. 密集住宅市街地の整備の推進	46
4. 住環境の整備の推進	47
第3 住宅宅地関連公共施設等の整備の推進	49
第4 個別政策課題への対応	50
第5 行政経費	53

I 平成15年度住宅局関係予算の概要

第1 基本方針

都市の再生、高齢社会への対応など、21世紀の課題に対応するための重点分野への重点化を図りつつ、民間活力の積極的活用などによる市場重視、ストック重視の新たな発想、創意工夫に基づく住宅・市街地整備を実現するため、平成15年度においては、以下の項目に重点をおいて施策を展開する。

I 21世紀の課題に対応するため、新重点4分野への施策の重点化・効率化

1. 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

- 1) アウトカム目標の提示と事業の重点化による密集住宅市街地の解消
- 2) 住宅市街地の総合的整備による都市再生の推進
- 3) マンションの建替えの円滑化
- 4) 既存ストックの活用等による住宅整備等の推進
- 5) 犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり
- 6) 地方の個性ある活性化・まちづくりの推進

2. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

- 1) 民間活力の活用等による高齢者の居住の安定確保の推進
- 2) 住宅・建築物のバリアフリー化

3. 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

- 1) 住宅市場環境整備施策の推進
- 2) 住宅・建築分野における環境対策の推進

II 特殊法人改革を契機とした政策ツールの再編

- ① 住宅金融公庫 - 新たな住宅資金供給システムの構築
- ② 都市基盤整備公団 - 民間主体の都市再生の実現

また、連携施策等の本格的展開を図るとともに、補助事業の見直しを行うことによる事業の重点化・効率化の一層の推進、公共事業の透明化に向けた取組みを行う。

事業費・国費

(単位：億円)

区 分	事業費	倍率	国 費	倍率
住宅都市環境整備	78,188	0.77	10,296	1.01
(除く住宅金融公庫)	18,777	0.92	6,652	1.04
住宅対策	75,343	0.76	9,311	1.00
都市環境整備	2,844	1.10	985	1.13
市街地整備	1,419	1.05	267	1.05
道路環境整備	1,425	1.15	718	1.16

(注) 億円未満で四捨五入しているので、合計とは端数において合致していない。

財政投融资等

(単位：億円)

区 分	1 5 年 度	前 年 度	対前年度倍率
財政投融资等	82,147	112,092	0.73

行政経費

(単位：千円)

区 分	1 5 年 度	前 年 度	対前年度倍率
行政経費	1,835,964	1,883,130	0.97
	(1,764,426)	(1,746,450)	(1.01)

(注) 下段()書きは、他局計上分を除外した額である。

1. 平成15年度住宅局関係予算事業費・国費総括表

事 項	事 業 費		
	15 年 度 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A/B)
住 宅 都 市 環 境 整 備			
住 宅 対 策	7,534,336	9,921,489	0.76
公 営 住 宅 等	774,586	831,063	0.93
住 宅 地 区 改 良	39,584	43,769	0.90
特 定 賃 貸 住 宅	2,579	3,102	0.83
農 地 所 有 者 等 賃 貸 住 宅	46,870	59,492	0.79
密 集 住 宅 市 街 地 整 備 促 進	30,280	29,365	1.03
が け 地 近 接 等 危 険 住 宅	1,282	1,424	0.90
住 宅 宅 地 関 連 公 共 施 設 等 総 合 整 備	98,029	108,136	0.91
住 宅 市 街 地 整 備 総 合 支 援	191,352	195,317	0.98
都 市 開 発 資 金	10,840	12,050	0.90
住 宅 金 融 公 庫	5,941,102	8,131,340	0.73
都 市 基 盤 整 備 公 団	397,832	506,431	0.79
都 市 環 境 整 備	284,429	258,941	1.10
市 街 地 整 備	141,947	135,341	1.05
市 街 地 再 開 発 事 業 等	134,412	127,663	1.05
都 市 再 生 推 進 事 業	7,215	7,278	0.99
都 市 開 発 資 金	320	400	0.80
道 路 環 境 整 備	142,482	123,600	1.15
都 市 再 開 発 関 連 公 共 施 設 整 備 促 進	1,600	1,600	1.00
住 宅 宅 地 関 連 公 共 施 設 等 総 合 整 備	130,892	122,000	1.07
住 宅 市 街 地 整 備 総 合 支 援	9,990	0	-
合 計	7,818,765	10,180,430	0.77
(除く住宅金融公庫)	1,877,663	2,049,090	0.92

1. 「住宅対策」の都市開発資金は、住宅宅地供給促進型土地画整理事業資金(事業費 10,490百万円)であり、「市街地整備」の都市開発資金は、市街地再開発等資金(事業費 320百万円、国費 200百万円)である。
2. 「市街地整備」には、このほかに①都市基盤整備公団の土地有効利用(事業費 75,082百万円、国費 170,000百万円、国費 73,000百万円)がある。
3. 住宅金融公庫には、交付金(国費 15,800百万円)、都市基盤整備公団には、補給金(国費 51,900百万円)がある。
4. このほか、平成15年度(国費)には、NTT-B型(補助率差額)21百万円がある。

(単位:百万円)

国 費			備 考
15 年 度	前 年 度	倍 率	
(C)	(D)	(C/D)	
931,090	927,834	1.00	
345,872	373,915	0.93	
23,430	26,008	0.90	
1,302	1,566	0.83	
3,848	4,693	0.82	
15,000	14,550	1.03	
643	714	0.90	
42,600	47,767	0.89	
62,300	66,671	0.93	
1,295	2,400	0.54	
364,400	375,900	0.97	
70,400	13,650	5.16	
98,536	87,297	1.13	
26,736	25,497	1.05	
24,073	22,794	1.06	
2,503	2,503	1.00	
160	200	0.80	
71,800	61,800	1.16	
800	800	1.00	
66,000	61,000	1.08	道路整備計上の補助率差額分を含む。
5,000	0	-	
1,029,626	1,015,131	1.01	
665,226	639,231	1.04	

円、国費 945百万円)及び都市基盤整備公団等事業資金(事業費 350百万円、国費 350
160百万円)である。

6,000百万円)、防災公園街区整備(事業費 15,968百万円、国費 3,000百万円)、都市・地
分として、都市整備(事業費 317,198百万円、国費 1,300百万円)②まちづくり総合支援事業

百万円)を含む。

2. 平成15年度住宅局関係財政投融资等総括表

資金内訳 区分		財 政 投 融 資		
		財政融資資金	政府保証債	小 計 (C)
住 宅 金 融 公 庫	15年度(A)	1,994,700	100,000	2,094,700
	前年度(B)	4,716,900	250,000	4,966,900
	比較(A - B)	△ 2,722,200	△ 150,000	△ 2,872,200
	倍率(A / B)	0.42	0.40	0.42
都 市 基 盤 整 備 公 団	15年度(A)	900,100	0	900,100
	前年度(B)	894,800	0	894,800
	比較(A - B)	5,300	0	5,300
	倍率(A / B)	1.01	-	1.01
合 計	15年度(A)	2,894,800	100,000	2,994,800
	前年度(B)	5,611,700	250,000	5,861,700
	比較(A - B)	△ 2,716,900	△ 150,000	△ 2,866,900
	倍率(A / B)	0.52	0.40	0.51

(注) 1. 住宅金融公庫は、宅地部門を含む。

2. 都市基盤整備公団は、都市機能更新、都市整備、土地有効利用、防災公園街区整備及び公園整備

(単位:百万円)

自 己 資 金 等							合 計 (C+D)
財投機関債	政府出資金	特別債券	民間借入金	縁故債	その他	小 計 (D)	
850,000	0	449,575	281,255	0	1,611,970	3,192,800	5,287,500
600,000	0	449,983	246,431	0	2,067,121	3,363,535	8,330,435
250,000	0	△ 408	34,824	0	△ 455,151	△ 170,735	△ 3,042,935
1.42	-	1.00	1.14	-	0.78	0.95	0.63
90,000	28,900	2,316	492,803	0	1,413,058	2,027,077	2,927,177
50,000	24,050	2,839	576,112	0	1,330,924	1,983,925	2,878,725
40,000	4,850	△ 523	△ 83,309	0	82,134	43,152	48,452
1.80	1.20	0.82	0.86	-	1.06	1.02	1.02
940,000	28,900	451,891	774,058	0	3,025,028	5,219,877	8,214,677
650,000	24,050	452,822	822,543	0	3,398,045	5,347,460	11,209,160
290,000	4,850	△ 931	△ 48,485	0	△ 373,017	△ 127,583	△ 2,994,483
1.45	1.20	1.00	0.94	-	0.89	0.98	0.73

を含む。

3. 平成15年度住宅建設計画戸数

(単位：戸)

区 分	15 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比較増△減 (A-B)
公 営 住 宅	(19,000) 47,000	(14,000) 47,000	(5,000) 0
高齢者向け優良賃貸住宅	23,000	21,000	2,000
特定優良賃貸住宅	28,000	29,000	△1,000
改良住宅等	2,600	2,600	0
住宅金融公庫住宅	380,000	500,000	△120,000
都市基盤整備公団住宅	9,900	11,800	△1,900
農地所有者等賃貸住宅	4,000	5,000	△1,000
がけ地近接等危険住宅	800	800	0
合 計	(19,000) 495,300	(14,000) 617,200	(5,000) △121,900

(注) 公営住宅の戸数の上段()書きは、改善戸数であり、内数である。

4. 新重点4分野への施策の重点化・効率化

[国費]

(単位：百万円)

分 類	15 年 度 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A/B)
住宅局関係予算全体額	1,029,626	1,015,131	1.01
うち重点4分野	449,373	451,700	0.99
①魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会	411,938	411,441	1.00
②公平で安心な高齢化社会・少子化対策	36,185	39,359	0.92
③循環型社会の構築・地球環境問題への対応	1,250	900	1.39

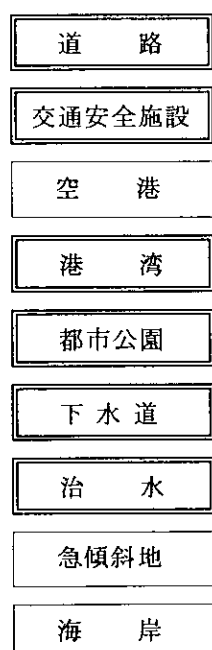
(注) このほか、都市基盤整備公団出資金9,000百万円(①)及び行政経費367百万円(① 48百万円、③ 319百万円)がある。

5. 「社会資本整備重点計画（仮称）」の策定等

社会資本整備重点計画法案（仮称）

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる。

9本の事業分野別計画



一
本
化

重点化・集中化のための
計画に転換

<社会資本整備重点計画>

＝平成15年度以降の5箇年間を計画期間

○対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む）

○基本理念

・地方分権の徹底、地域特性・民間活力活用等への配慮 等

○計画事項

①重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要

→アウトカム（成果）目標に重点（総事業費は内容としない）

②事業を効果的かつ効率的に実施するための措置

→社会資本整備の改革の取組み方針を明示

・地域住民等の理解と協力の確保

・事業間連携の確保

・コスト縮減

・既存ストックの有効活用

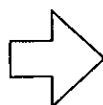
・入札・契約の適正化 等

③その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

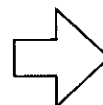
注・H14・15 が最終年度。二重枠の事業分野別計画には各々の緊急措置法がある。

<計画の策定・実施プロセス>

パブリック・インボルブメント
地方公共団体の意見を聴取



計画案作成



閣 議
決 定

- ・社会経済情勢の変化等に対応した計画期間中の見直しを義務付け
- ・政策評価の実施

第2 主要事項

i 新重点4分野への施策の重点化・効率化

1. 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

国 費 4, 119 億円

都市を魅力と活力のある安心で快適な居住の場として再生するため、危険な密集市街地等を安全な住宅地へと再生するとともに、職住近接の良質な住宅の供給、公共賃貸住宅の建替えと一体的に福祉施設等の立地を促進し、生活拠点の形成等を促進する。

1) アウトカム目標の提示と事業の重点化による密集住宅市街地の解消【連携施策】

都市再生プロジェクト（第三次決定）を踏まえ、自主的な取組を促すため、防災上危険な密集住宅市街地解消の施策目標を提示し、情報の公開を推進するとともに、密集住宅市街地の緊急整備を推進するため、面的整備事業の重点化を図る。

◆具体的施策

1 密集住宅市街地解消のアウトカム目標の設定（情報の公開）

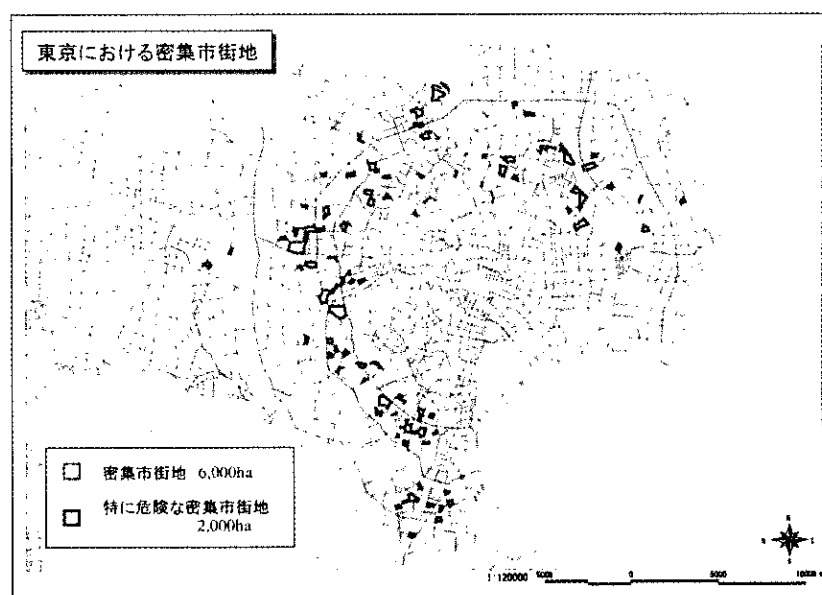
「緊急に改善すべき密集市街地」面積を公表するとともに、地域の実情を踏まえた密集市街地解消のアウトカム目標を設定する。

2 面的整備事業の重点化（補助事業の重点化）

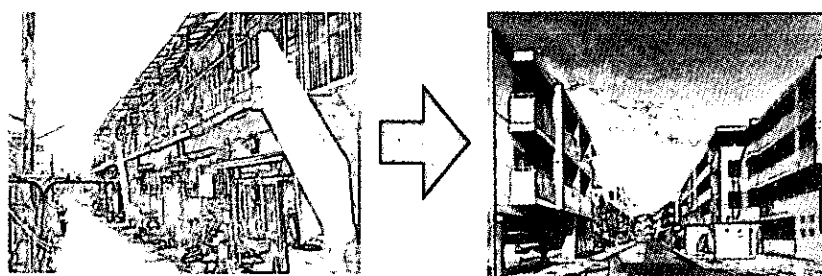
- (1) 狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、権利関係が輻輳している密集住宅市街地の現状に即した権利調整と、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業等を行う「防災街区整備事業（仮称）」を創設するとともに、密集住宅市街地整備促進事業において、周辺地区を含めた一体的整備について補助を行う。

- (2) 密集住宅市街地の緊急整備を推進するため、防災街区整備事業及び防災街区整備事業に関連して緊急に整備の必要な公共施設の整備により住宅に困窮する者について、都市再生住宅の入居対象者とする等、必要な拡充を行う。
- (3) 民間事業者の円滑な事業施行のため、組合再開発促進基金の保証対象事業に密集住宅市街地整備促進事業（防災街区整備事業を含む）を追加する。
- (4) 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の対象地域に都市再生緊急整備地域を追加するとともに、既成市街地等における事業へ重点化する。
- (5) 都市基盤整備公団の活用による密集市街地整備の円滑な施行のため、事業用種地取得のための出資金を創設する。

〈東京都における密集住宅市街地の例〉



密集市街地の緊急整備による都市再生



(参考) 都市再生プロジェクト（第三次決定）（平成13年12月都市再生本部決定）

密集市街地のうち、特に大火の可能性の高い危険な市街地（東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha）について、今後10年間で重点地区として整備することにより、市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保する。

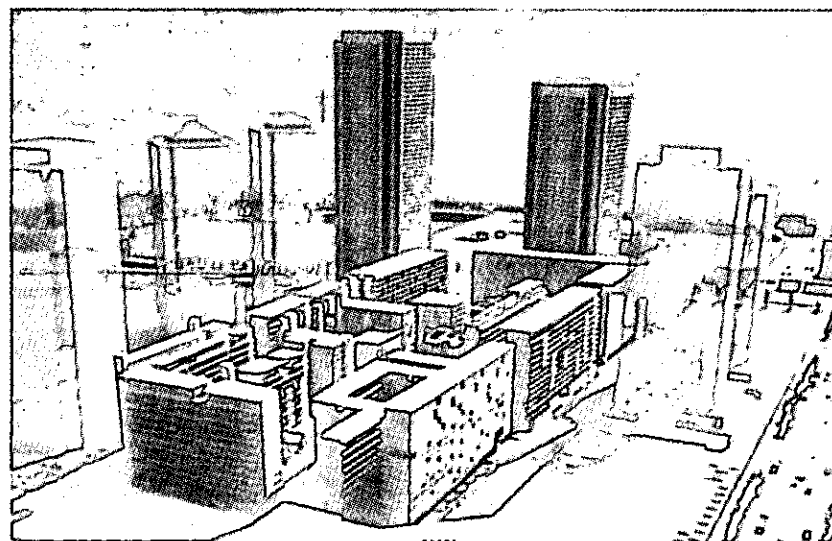
2) 住宅市街地の総合的整備による都市再生の推進 【連携施策】

都市再生特別措置法により指定された都市再生緊急整備地域においては、10年以内で緊急に都市再生を図っていく必要があることから、同地域において各種事業を積極的に展開し、都市再生の推進を図るとともに、総合的な住宅市街地の整備を推進する。

◆具体的施策

- 1 都市再生緊急整備地域において、大都市居住環境整備推進制度（※）の都市・居住環境整備重点地域を定める場合に、地域整備方針を当該重点地域の基本計画とみなし、良好な住宅市街地の整備を迅速かつ集中的に推進
※ 大都市地域等の居住立地構造の改善を図るため、良好な住宅市街地の整備を重点的に行う必要のある地域を国土交通大臣が指定し、当該地域において各種事業の特例措置を実施する制度
- 2 市街地再開発事業の対象地域に、都市再生緊急整備地域を追加
- 3 市街地再開発事業におけるコーディネート業務の対象地域に都市再生緊急整備地域を追加
- 4 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の対象地域に都市再生緊急整備地域を追加するとともに、既成市街地等における事業へ重点化【再掲】
- 5 住宅市街地総合支援事業費統合補助に街なみ環境整備事業を位置づけ、統合補助金化

〈都市再生緊急整備地域におけるプロジェクト例〉

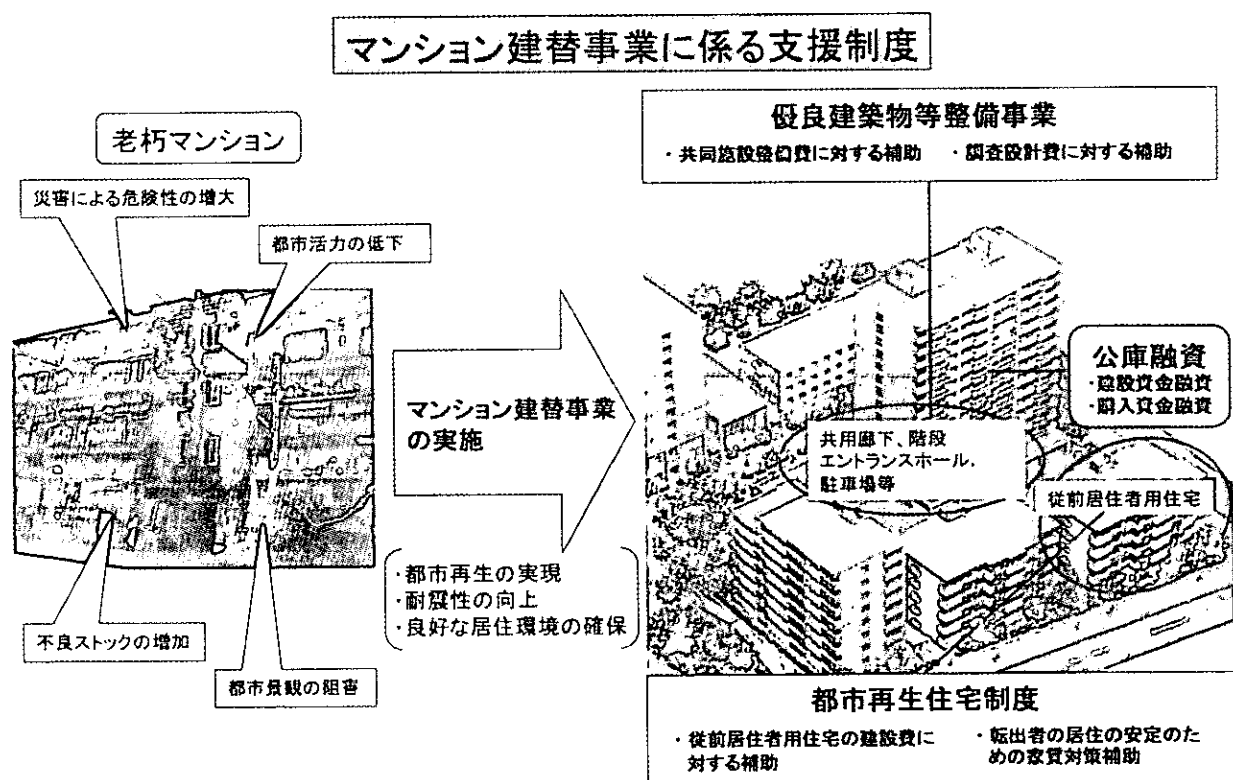


3) マンションの建替えの円滑化

マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく認可を受けて実施されるマンション建替事業のうち平成19年度までに着手されるものについて支援制度の要件の抜本的緩和を行い、今後急増する老朽マンションの建替えの円滑化により、都市再生の推進を図る。

◆具体的施策

- 1 優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ）の地区面積要件の緩和（1,000㎡（三大都市圏等は500㎡）以上→300㎡以上）及び空地面積要件の撤廃等
- 2 都市再生住宅制度の対象となるマンション建替事業の対象地域の拡大、建替えに係るマンションの戸数要件の緩和（50戸以上→10戸以上）及び地区面積要件の緩和（1,500㎡以上→300㎡以上）
- 3 住宅金融公庫の都市居住再生融資（マンション建替建築物）の敷地面積要件の緩和（500㎡（三大都市圏は300㎡）以上→300㎡以上）及び空地面積要件の撤廃



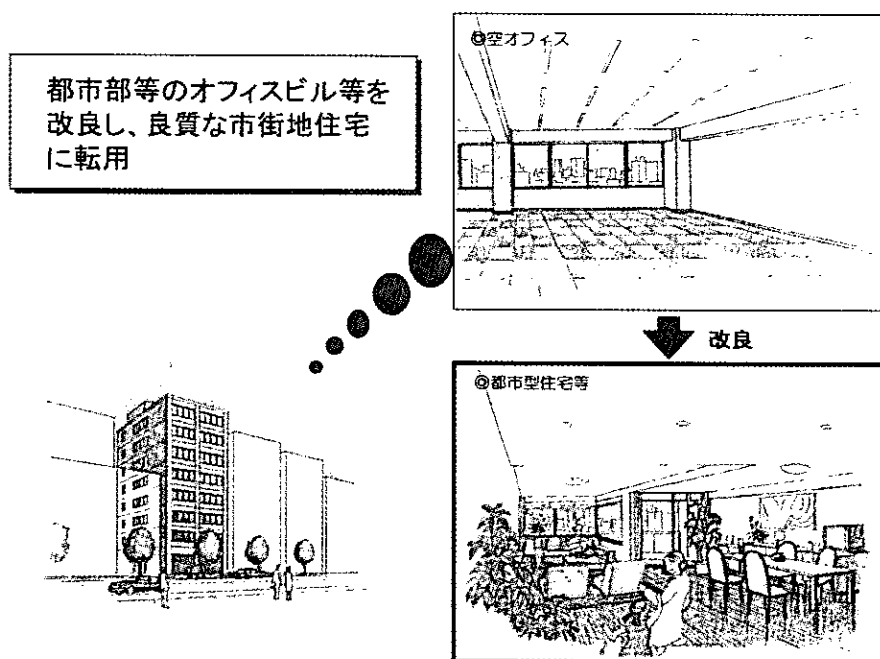
4) 既存ストックの活用等による住宅整備等の推進

都市部等にある空オフィス等既存建築ストックの住宅への転用を支援する。
また、公共賃貸住宅ストックの建替え、改修等及び病院、集会所等の耐震改修を計画的・重点的に進めつつ、地域の生活拠点や防災拠点の形成を図る。

◆具体的施策

1 建築ストックを活用した都市型住宅等への転用に対する支援の充実

- (1) 優良建築物等整備事業や住宅市街地整備総合支援事業において、既存オフィスビル等を市街地住宅に転用する際に必要となる共同施設の整備費を補助対象に追加
- (2) 既存オフィス等の住宅への転用に関する設計施工指針の作成、普及等の実施



2 病院、集会所等の特定建築物における耐震改修の推進

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災推進地域を補助事業対象地域に追加

3 公共賃貸住宅約 300万戸について、今後10年間の建替え、改修、用途廃止等の方針を定める総合的な活用計画を平成14年度内に策定し、計画に基づくリフォーム等に補助を重点化

4 既存公営住宅等の活用による効率的な整備の推進

(1) 公営住宅ストックの計画的・効率的な改善を進めるため、一定の個別改善事業に係る設計費等を補助対象に追加するとともに、借上公営住宅の改善に要する費用を補助対象に追加。

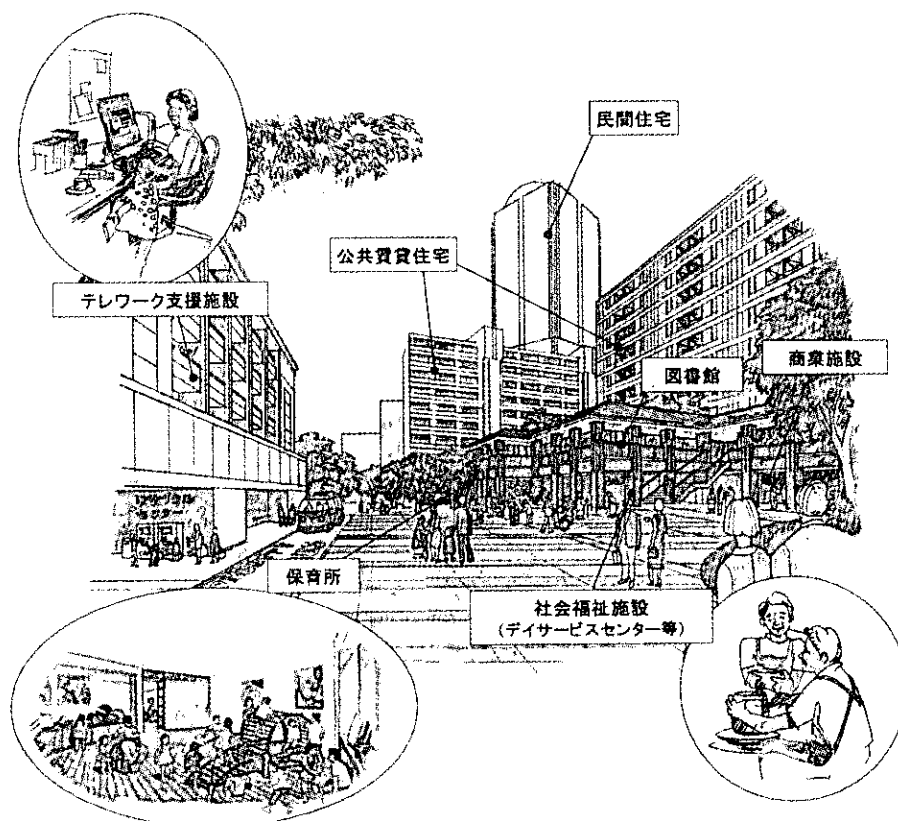
(2) 都道府県等による主体的な事業実施を可能にするため、公営住宅等建設費統合補助と公営住宅ストック総合改善事業費統合補助を大括り化。

(3) 公営住宅建設等戸数を縮減し、改善事業へ集中化・重点化。

平成14年度：47,000戸(うち改善14,000戸) → 平成15年度：47,000戸(うち改善19,000戸)

5 公共賃貸住宅の建替えにあたって、社会福祉施設、生活関連施設を併設するなど地域の生活拠点の形成を促進 【連携施策】

〈公共賃貸住宅の建替えにおける生活拠点の形成〉



(参考) 都市再生プロジェクト (第三次決定) (平成13年12月都市再生本部決定)

(1) 都市における既存ストックの活用

②既存の建築物を必要に応じ用途転換も図りつつ活用する。この一環として、経済環境の変化により発生した民間の遊休建築物等について公的住宅や交流施設あるいは福祉関係施設等の公的利用を促進する。

(3) 公共賃貸住宅約 300万戸について、今後10年間の建替え、改修、用途廃止等の方針を定める総合的な活用計画を平成14年度内に策定する。

①建替えにあたっては、地域の生活拠点を形成するため、福祉施設等の併設を原則化するとともに、必要に応じ民間施設の積極的導入を図る。

5) 犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり 【連携施策】

都市や住宅における犯罪発生件数の急増に対応するため、警察部局等関係者との連携体制を整備するとともに、住宅の防犯に係る技術、設計手法等の開発、普及、住民による取り組みの支援等を行うことにより、防犯性の高い安全な住まい、まちづくりを推進する。

◆具体的施策

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、住宅市街地整備総合支援事業、市街地再開発事業、公営住宅整備事業等において、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備

(参考) 都市再生としての重点分野 (平成13年8月都市再生本部決定)

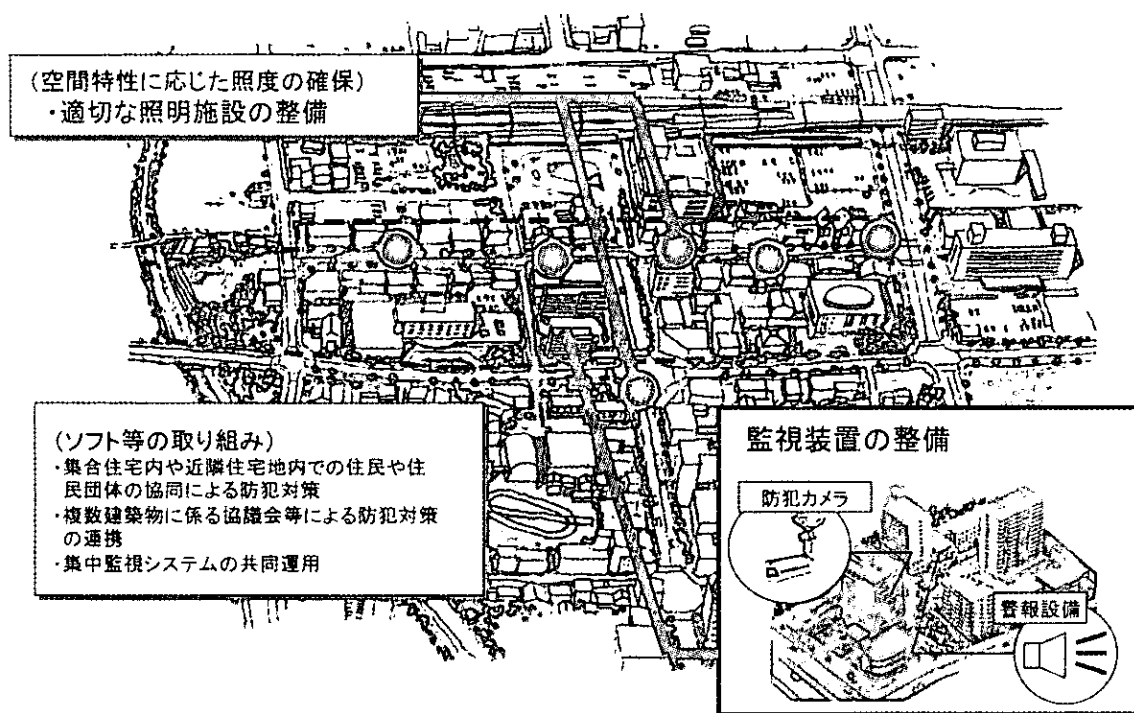
2. 都市生活の質を高めるための環境整備

都市生活の質を高めるための環境整備に係る重点分野は以下のとおりとする。

(4) 誰でも能力を発揮できる安心で快適な都市生活の実現

○都市型犯罪対策

〈犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり〉



6) 地方の個性ある活性化・まちづくりの推進

地域の創意と工夫にあふれた住まいづくり・まちづくりを推進するため、統合補助金化の推進等により地方公共団体の自主的な取組み等を支援するとともに、中心市街地等において地域の特色を活かした住宅・市街地環境の整備を促進する。

◆具体的施策

- 1 統合補助金化等の推進により、地方公共団体の自主的な取組や機動的な事業展開を促進する。

- (1) 住宅市街地整備総合支援事業費統合補助に街なみ環境整備事業を位置づけ、統合補助金化【再掲】
 - (2) 住宅地区改良事業等を統合補助金化
 - (3) 公営住宅等建設費統合補助と公営住宅ストック総合改善事業費統合補助を大括り化【再掲】
 - (4) 市街地再開発事業及び人にやさしいまちづくり事業を統合補助金化
- 2 中心市街地等において、地域の特性に応じた市街地再開発事業を進めるため、以下の制度拡充を行う。

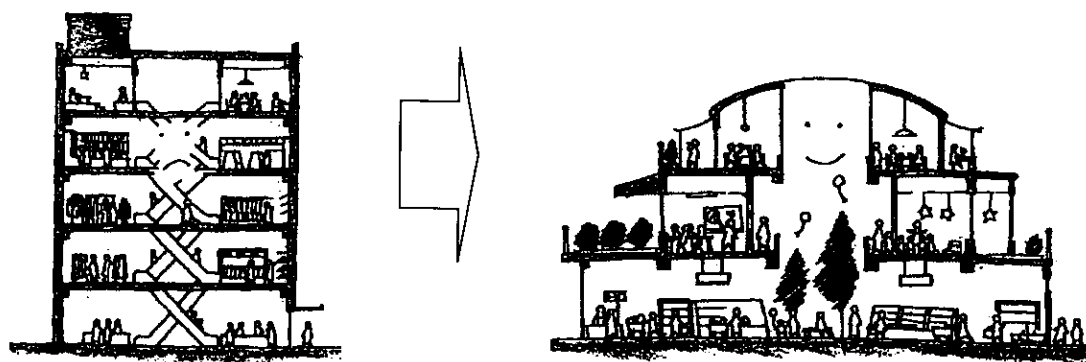
国庫補助採択基準のうち、施設建築物の階数要件について、一定の要件を満たす場合に適用を除外

【現 行】4階以上（組合施行の場合）

【改正後】指定容積率（＊）の2分の1以上の場合、階数要件を適用しない

＊ 高度利用地区、地区計画等により300%以上で指定されたもの

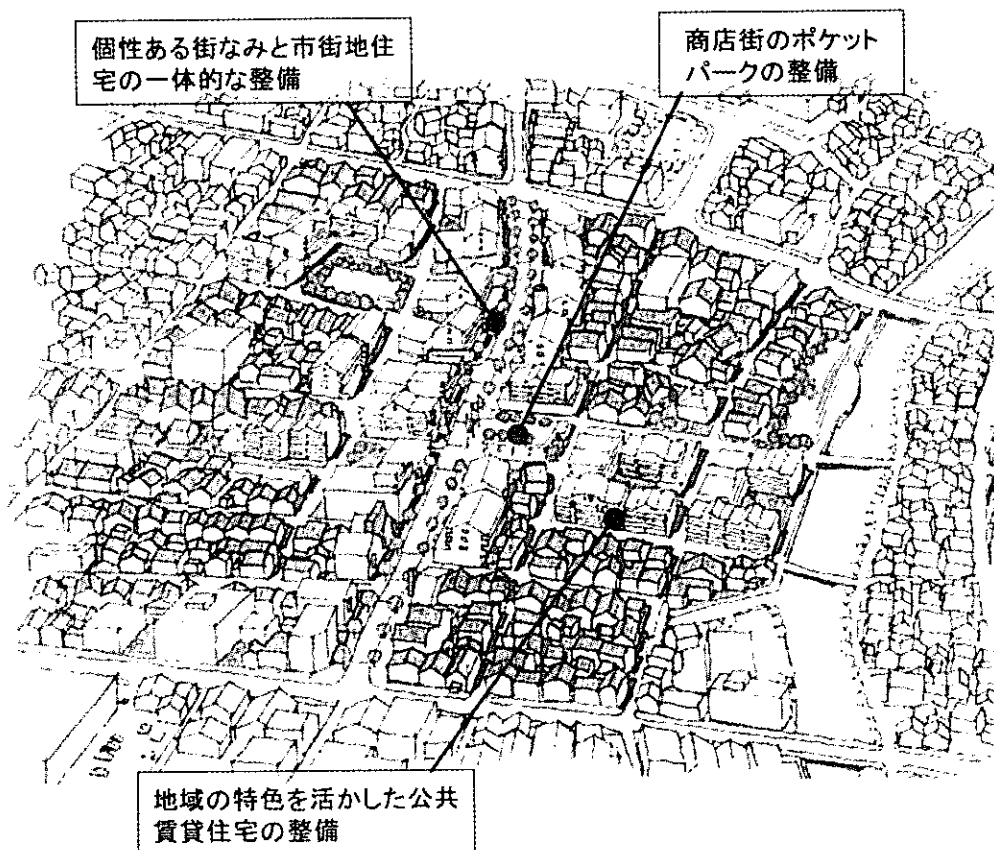
<低層型の再開発のイメージ>



3 地域の特色を活かした公共賃貸住宅等の整備を推進し、地方定住を促進する。

特定優良賃貸住宅の最低戸数要件等の緩和を地方公共団体の判断により可能とすることにより、地域の実情を踏まえた中堅所得者向けの賃貸住宅や、UJIターン者や若年層等向けの地方定住に配慮した既存建築ストックを活用した優良な賃貸住宅の供給を促進。

〈地方の個性あるまちづくりに向けた住宅市街地の整備イメージ〉



2. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

国 費 362 億円

安心して快適な居住を実現するため、高齢者等に対応した住宅ストックの的確な確保等に向けて総合的な施策の展開を図る。

1) 民間活力の活用等による高齢者の居住の安定確保の推進

高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進をはじめ、高齢者が安全に居住できる住宅ストックの形成等を進め、少子・高齢社会への的確な対応を図る。

◆具体的施策

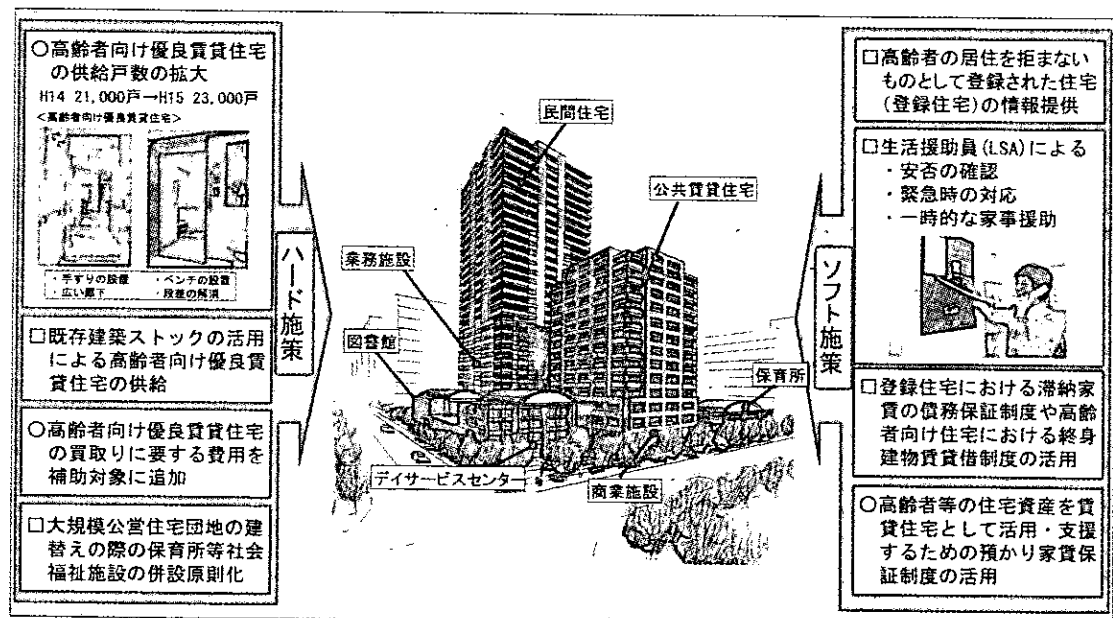
1 高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数の拡大

平成14年度：21,000戸 → 平成15年度：23,000戸（2,000戸増）

2 高齢者向け優良賃貸住宅の供給における民間活力の一層の活用

民間活力の一層の活用による高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅の買取りに要する費用を補助対象に追加

〈高齢者等が安心して居住できる環境の実現〉



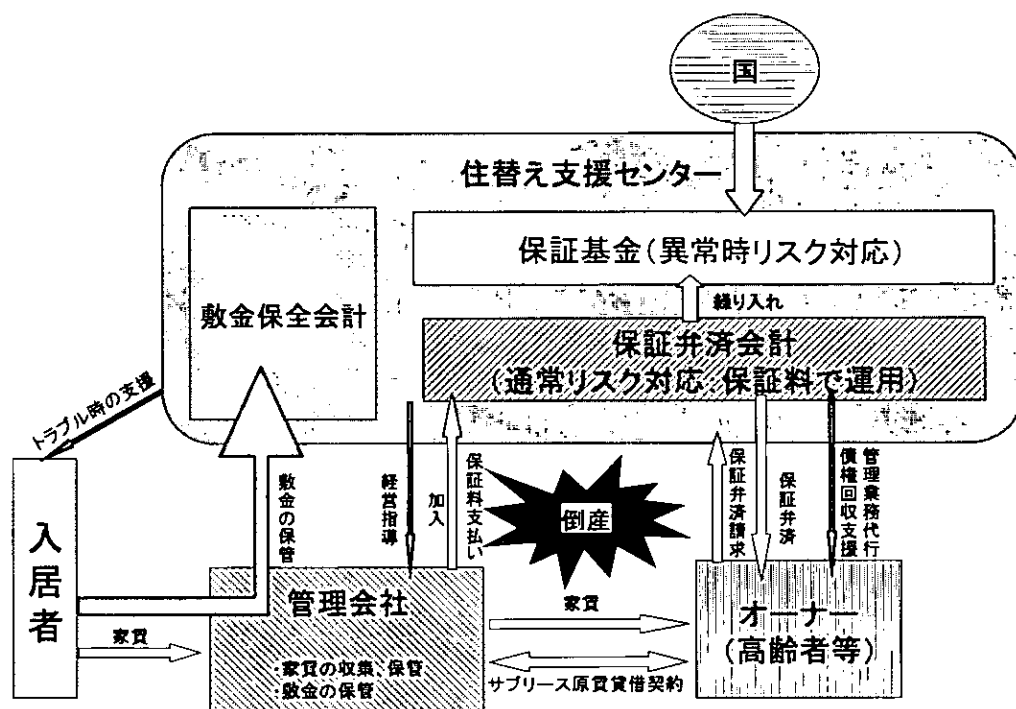
○：H15新規事項
□：継続実施事項

3 高齢者等の住宅資産の流動化による住み替え支援の促進

高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度を創設し、賃貸住宅市場において不足しているファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を促進するとともに、良質な賃貸住宅の流通活性化を促進

〔預かり家賃の保証制度〕

- 目 的 : 住宅資産の管理・転貸により賃貸住宅の供給事業を行うサブリース会社の倒産等の非常時においても、住宅資産の適切な管理が維持され、資産所有者の債務保護、入居者の居住の安定が図られるよう、サブリース事業に伴う預かり家賃の保証制度の確立を支援する。
- 保証対象 : オーナーに対する滞納家賃（1月分）



2) 住宅・建築物のバリアフリー化

1 公営住宅等のバリアフリー化の推進

公営住宅ストックのバリアフリーリフォーム 10,000戸

2 高齢者が利用する建築物のバリアフリー化の推進

- (1) ハートビル法に基づく一定の建築物へのバリアフリー対応の義務付け
- (2) ハートビル法に基づく認定建築物等のバリアフリー化の推進
 - ・ 認定建築物に対する政策融資の充実
 - ・ 認定建築物に係る容積率制限の特例措置の活用

3. 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

国 費 13億円

住宅流通の活性化や円滑な住替えの促進、ストックの質的向上を図るとともに住宅・建築分野における総合的な環境対策を推進することにより、循環型の住宅市場の形成を推進するとともに、地球環境問題への対応を図る。

1) 住宅市場環境整備施策の推進

住宅市場整備行動計画（アクションプログラム）に基づき循環型の住宅市場の形成を促進するため、住宅の供給に係るハード施策を効率的に機能させるための基盤となる制度インフラを構築する。

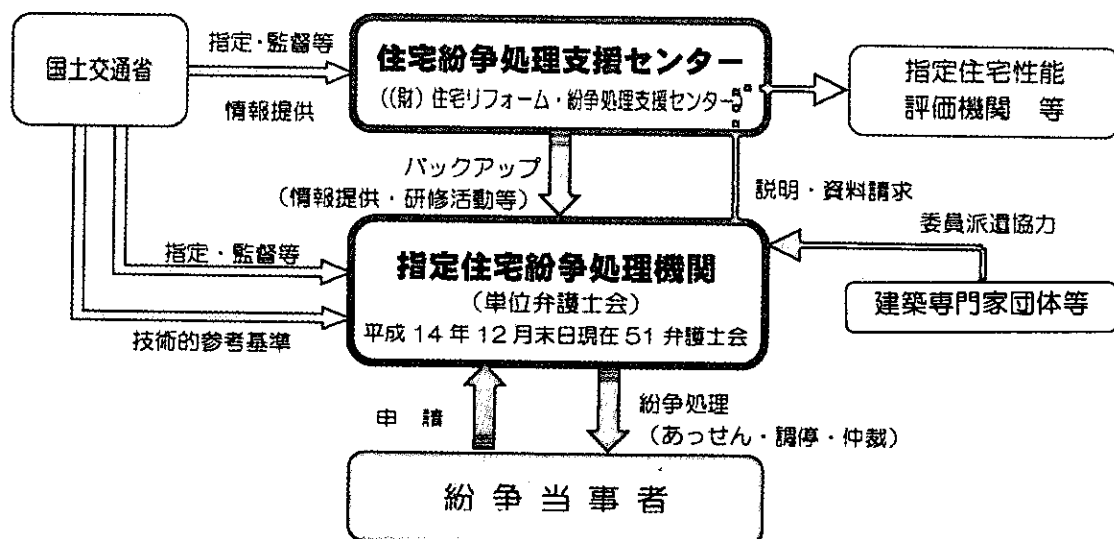
◆具体的施策

1 既存住宅市場の環境整備

(1) 既存住宅等の性能評価に対応した紛争処理体制の整備

既存住宅等の性能評価に対応した紛争等に係る調査研究、事例分析・提供、指定住宅紛争処理機関への支援等を推進

＜住宅性能評価を受けた住宅に係る紛争処理の運用イメージ＞



(2) 中古住宅に係る瑕疵保証制度の導入の支援

中古住宅売買に際しての瑕疵保証制度の導入を円滑化するための基金の造成に対して支援し、安心して中古住宅を取引できる環境を整備

(3) 高齢者等の住宅資産の流動化による住み替え支援の促進【再掲】

2 新築住宅市場の環境整備

(1) 伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化の推進

伝統構法を活かした木造住宅の生産体制の強化を図るため、設計施工指針の策定、後継技能者育成等研修の実施基盤の整備及び研修の実施等を推進

(2) 瑕疵保証制度の導入の支援

中小住宅生産者による新築住宅の瑕疵保証制度の導入を円滑化するための基金の造成に対し支援し、消費者が安心して新築住宅を建設・取得し、また増改築工事を発注できるような市場環境を整備

2) 住宅・建築分野における環境対策の推進

燃料電池等の新エネルギーの導入やシックハウス対策について実証実験を実施するほか、住宅・建築物における総合的な環境対策を推進する。

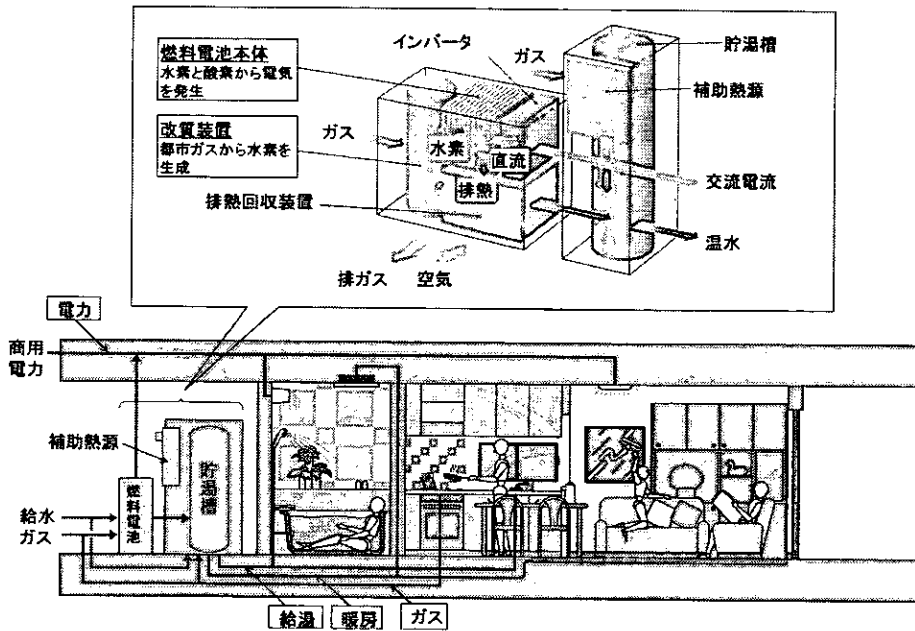
◆具体的施策

1 地球環境対策

(1) 燃料電池等の新エネルギーの住宅への導入に向けた技術開発の推進【連携施策】

燃料電池の住宅への導入に向けた技術開発を推進するため、用途や規模、立地等を勘案したモデル的実証実験を実施するとともに、消費者や住宅生産者への情報提供による普及活動を促進

＜住宅への燃料電池の導入イメージ＞



(2) 建築分野における省エネルギー等の総合的な環境対策の推進

省エネルギー等環境に配慮した建築物に関する誘導的な基準の策定、誘導的基準に適合する旨の認定制度の創設、認定建築物に対する税制上の特例措置の創設及び政策融資の拡充等により、建築分野における総合的な環境対策を推進

(3) 環境と調和した住宅等の整備

地球温暖化や都市のヒートアイランド現象、建設廃棄物等の環境問題に総合的に配慮した住宅を普及するため、屋上緑化や自然・未利用エネルギーの活用、SI方式の導入等により環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備を行う環境共生住宅市街地モデル事業を推進

また、住宅金融公庫融資の活用により、省エネルギー住宅や耐用性の高い住宅等の普及を促進

2 生活環境対策（シックハウス対策）

建築基準法の改正（H14.7.1年以内に施行）を踏まえ、以下の施策を実施する。

- (1) 住宅・非住宅に係る室内空気質の実態調査を大規模に行うとともに、モデル的な実証実験を行い、室内空気質に配慮した設計施工に係るガイドラインをとりまとめ、消費者や住宅生産者等に広く情報提供を行い、室内空気中の化学物質濃度を低減する住宅の普及を促進
- (2) 住宅の建材・施工材等に含まれる物質について、有害物質や環境に影響を与える物質に関するデータベースを構築

ii 特殊法人改革を契機とした政策ツールの再編

◆住宅金融公庫 - 新たな住宅資金供給システムの構築

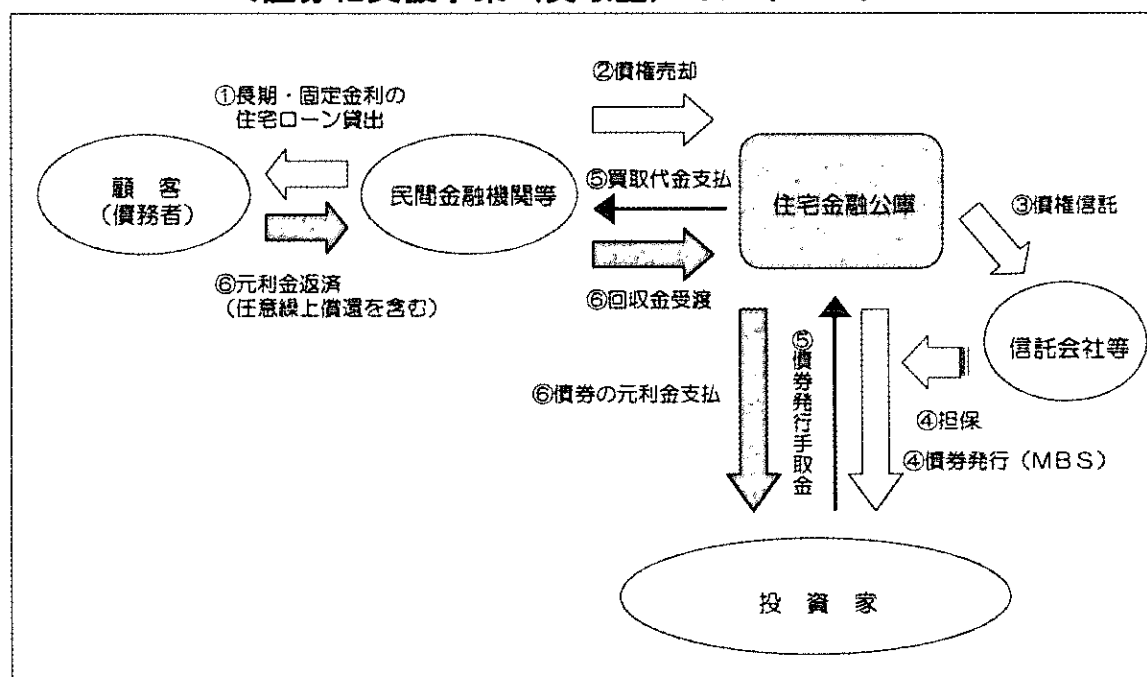
「特殊法人等整理合理化計画」の趣旨を踏まえるとともに、中堅所得者等の住宅取得を支援し、良質な住宅ストック形成を図るため、民間住宅ローン債権の証券化支援事業の開始、業務のスリム化・重点化等の改革を積極的に推進する。

1. 住宅ローン債権の証券化の推進

(1) 証券化支援事業の創設

民間金融機関等による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、証券化支援事業を創設し、平成15年度から実施

<証券化支援事業（買取型）のスキーム>



○証券化支援事業（買取型）における買取基準

- ・新築住宅の建設又は購入に係る貸付けであること。
- ・自ら居住する住宅を建設又は購入する者に対する貸付けであること。
- ・公庫が別に定める基準（公庫住宅等基礎基準相当）に適合する住宅であること。
- ・1戸当たりの住宅建設費（土地取得費がある場合は、これを含む。）又は住宅購入価額が1億円未満であること。
- ・貸付額が、住宅建設費（土地取得費がある場合は、これを含む。）又は住宅購入価額の8割以下であり、かつ、5,000万円以下であること。
- ・償還期間が20年以上35年以内であること。ただし、貸付けに関する申込み受理時年齢が60歳以上の場合は償還期間の下限を10年とし、また、完済時年齢の上限は80歳とする。
- ・貸付利率が全期間固定であること。

(2)公庫の住宅ローン債権証券化の拡大

住宅ローン債権の証券化市場の活性化を図るため、資産担保証券の発行量を拡大

[平成14年度：6,000億円 → 平成15年度：8,500億円]

(注) 平成15年度については、証券化支援事業によるものを含む。

2. 業務のスリム化・重点化

(1)融資戸数

国民の住宅取得に対するニーズを的確に見据えた必要戸数とする。

[平成14年度：50万戸 → 平成15年度：38万戸]

(注) 平成15年度については、証券化支援事業による1万戸を含む。

(2)特別割増融資額の縮減

経済対策において増額されてきた特別割増融資額を縮減

- ・マイホーム新築(土地なし)等 [現行] 250万円/戸 → [改正] 150万円/戸
- ・マンション購入等 [現行] 400万円/戸 → [改正] 200万円/戸

(参考)特殊法人等整理合理化計画(抜粋)

事業について講ずべき措置

- 融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、利子補給を前提としないことを原則とする。
- 融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、下記の独立行政法人設置の際、最終決定する。なお、公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き継ぐ。

組織形態について講ずべき措置

- 5年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。

◆都市基盤整備公団 - 民間主体の都市再生の実現

「特殊法人等整理合理化計画」において、都市基盤整備公団は、都市再生に民間を誘導する新たな独立行政法人に移行するとされたことを踏まえ、既存業務の徹底的な見直し、組織のスリム化等による経営体質の改善を図るとともに、民間主体の都市再生を実現するための新たな取り組みを図る。

1. 既存業務の徹底的な見直し

- ①市街地整備等の業務について都市再生を図るものに重点化
- ②ニュータウン事業からの撤退
- ③新規賃貸住宅の民間供給の原則化
- ④再開発における施設建築物整備の民間誘導の推進
- ⑤特定公園施設整備事業からの撤退 等

2. 組織のスリム化等による経営体質の改善

- ①組織のスリム化（計画的定員削減、新規採用の抑制）
- ②事業コストの縮減、賃貸住宅管理業務の外部化等による経営の効率化
- ③資金コストの低減 等

3. 民間主体の都市再生を実現するための取り組み

- ①民間事業者が事業参画しやすい条件の整備

都市再生に民間を誘導する新法人の性格を踏まえ、都市再生緊急整備地域等において、都市再生に民間を誘導するため、都市基盤整備公団は、以下のような民間事業者が事業参画しやすい条件の整備に向け出資金等を活用して土地の取得、敷地の整序等を実施

- 1) 密集市街地整備のための新たな枠組みにより民間を市街地更新に誘導
- 2) 土地有効利用事業により民間の創意工夫を生かした都市開発を推進
- 3) 都心居住に資するファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進

- ②民間による賃貸住宅供給の支援業務の強化

- 1) 民間供給支援型賃貸住宅制度の推進

平成15年度 6, 100戸分の敷地について民間事業者を公募
(平成14年度 4, 000戸分)

2) 民間供給支援型賃貸住宅制度の拡充

民間供給支援型賃貸住宅制度において土地賃貸による民間賃貸住宅の供給が行われない場合に、公団が建物の躯体等（スケルトン）を建設し、これを民間に賃貸する方式を新しく導入することにより、民間によるファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援

③ 民間再開発の支援等の推進

公団施行の市街地再開発事業において、特定建築者制度を活用した再開発施設建築物等への民間誘導を推進

(参考) 特殊法人等整理合理化計画(抜粋)

事業について講ずべき措置

【市街地整備改善事業】

- 市街地整備改善事業は、都市再生を図るものに限定する。
- 新規の宅地分譲事業（都市の外延的拡大につながるいわゆるニュータウン開発事業）は廃止する。
- 現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図るとともに、できる限り多くの継続事業を速やかに終了させる。

【賃貸住宅事業】

- 自ら土地を取得して行う賃貸住宅の新規建設は行わない。
- 賃貸住宅の管理については、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、効率化を図る。また、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で、可能なものは棟単位で賃貸住宅の売却に努める。

【都市公園整備事業】

- 特定公園施設整備事業については、現に実施中のものを除き、廃止する。また、地方公共団体の委託に基づく都市公園の整備事業については、都市再生を図るものを除き、新規採択を行わないこととし、事業の大幅な見直しを図る。

【鉄道事業】

- 鉄道事業については、採算性の現状及び見通しについて情報公開するとともに、採算性の確保のための事業の見直しを行う。

【分譲住宅事業】

- 分譲住宅事業の採算性の現状及び見通しについて、情報公開する。

組織形態について講ずべき措置

- 集中改革期間中に廃止することとし、都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人を設置する。なお、公団事業については、所要の制度改正を含め、上記のとおり措置した上で、上記の独立行政法人に引き継ぐ。

iii 事業の重点化・効率化の一層の推進

1. 補助事業の見直し

地方公共団体の主体的な取り組みや創意工夫を活かした事業展開を図るため、補助事業の見直しを図る。

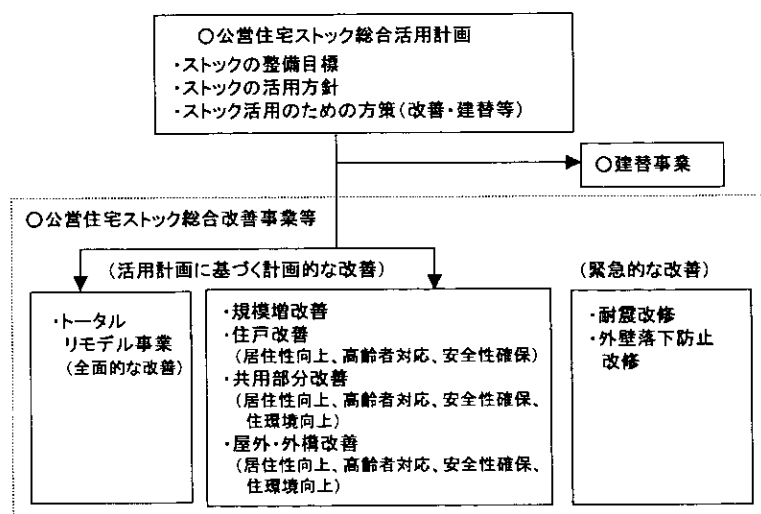
1) 公共賃貸住宅における既存ストックの活用促進（補助事業の重点化）

計画的な事業執行を進めるため、平成14年度中に、各事業主体において建替え、リフォーム等を定める「ストック総合活用計画」を策定（平成13年12月都市再生プロジェクト第三次決定）。

今後、この計画に基づいて実施される計画的・効果的な改善事業に集中化・重点化するとともに、更に地方公共団体の自主性を拡大することとしており、平成15年度予算においては、以下の具体的な対応を実施。

- ①建設等の戸数を縮減し、改善事業へ集中化・重点化
（平成14年度公営住宅戸数47,000戸（うち改善14,000戸）
→平成15年度公営住宅戸数47,000戸（うち改善19,000戸））
- ②地方公共団体が策定した「ストック総合活用計画」に位置付けられた計画的な改善以外の改善事業や、特に小規模な改善事業（補助対象額が10万円未満の改善事業）に対する国の補助を原則廃止
- ③建設等と改善事業に係る補助金の一括化

＜公営住宅ストック総合活用計画に基づく計画的な改善・更新のフロー＞



2) 公営住宅等における民間活力の推進（民間活力導入）

①公営住宅におけるPFI的事業の本格的実施

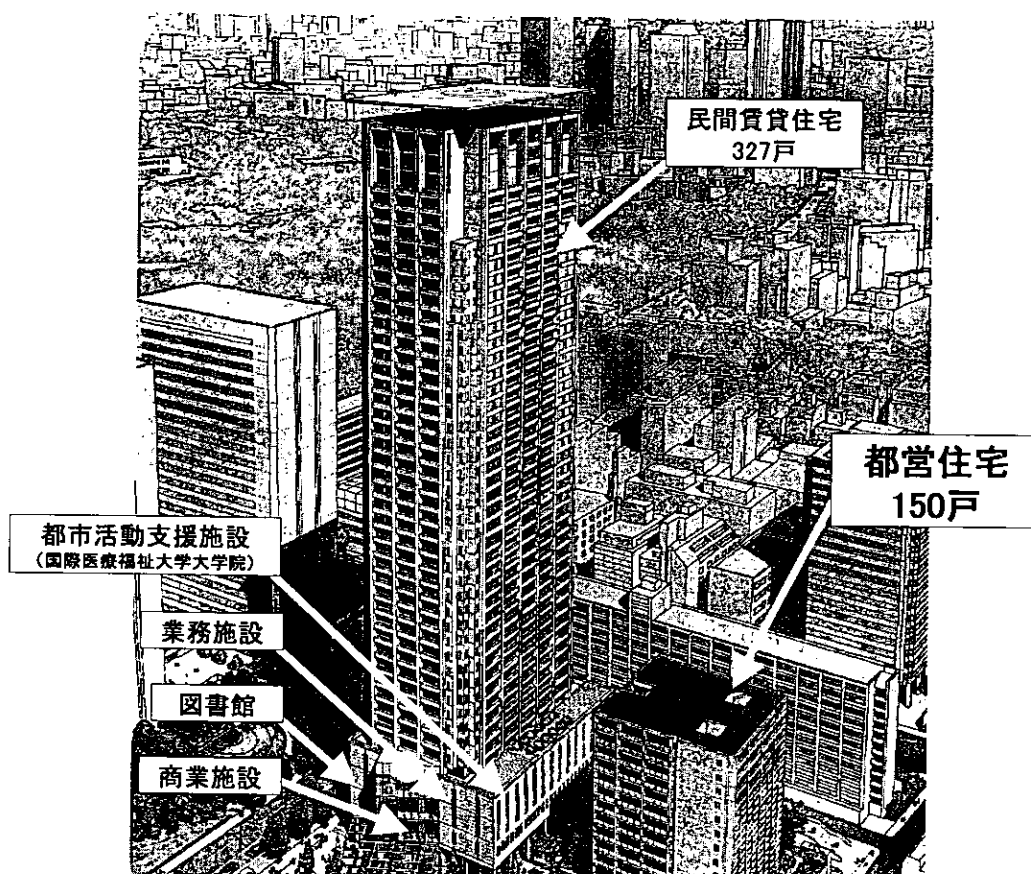
＜例1＞広島県^{かみやす}営上安住宅建設事業（PFI法に基づく公営住宅建設の第1号事業）

県営住宅統廃合計画に基づく建替事業に際し、宅地造成、公営住宅建設及び余剰地活用について、PFI手法により、民間活力を活用して一体的な整備を進める。

＜例2＞東京都南青山一丁目団地建替事業

敷地に定期借地権を設定し、民間事業者が都営住宅及び民間施設等との複合施設を一体的に整備する。完成後、東京都は都営住宅部分を取得する。

＜都営南青山一丁目団地建替事業＞



＜進捗状況等＞

- ・平成13年8月実施方針、11月募集要項公表
- ・平成14年5月事業予定者決定（一般公募型プロポーザル方式により外部委員による審査会で審査）、平成15年6月工事着工予定

②借上公営住宅等の整備の推進

民間住宅の借上げや買取りによる公営住宅の整備を進め、効率化

(参考)

公営住宅における借上戸数等の推移

	平成8年度予算		平成15年度予算
予算戸数	43,000戸	⇒	28,000戸
うち借上・買取	3,000戸		9,800戸
借上率等	7.0%		35.0% (H14:34.8%)

3) 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の重点化（補助事業の重点化）

住宅宅地関連公共施設等総合整備事業について、都市居住の再生、職住近接の実現等政策意義の高い住宅宅地事業の基準を設定することにより、それらの事業に重点化を図り、従来型の郊外開発からは原則として撤退

1. 新規採択の考え方

平成15年度の新規採択する地区は、以下に掲げるものに限定（採択の透明化）

- ①都市居住の再生に資するもの
- ②職住近接の実現に資するもの
- ③個性と工夫に満ちた地域居住に資するもの

2. 予算配分の考え方

平成15年度の予算配分は、以下に掲げるものに重点化（配分の重点化）

- ①新規採択の基準（1①～③）に該当するもの
- ②住宅宅地スケジュールとの関係で緊急性が特に高いもの

4) 住宅地区改良事業等における民間事業者の活用及び統合補助金化

①住宅地区改良事業等における民間事業者の活用（民間活力導入）

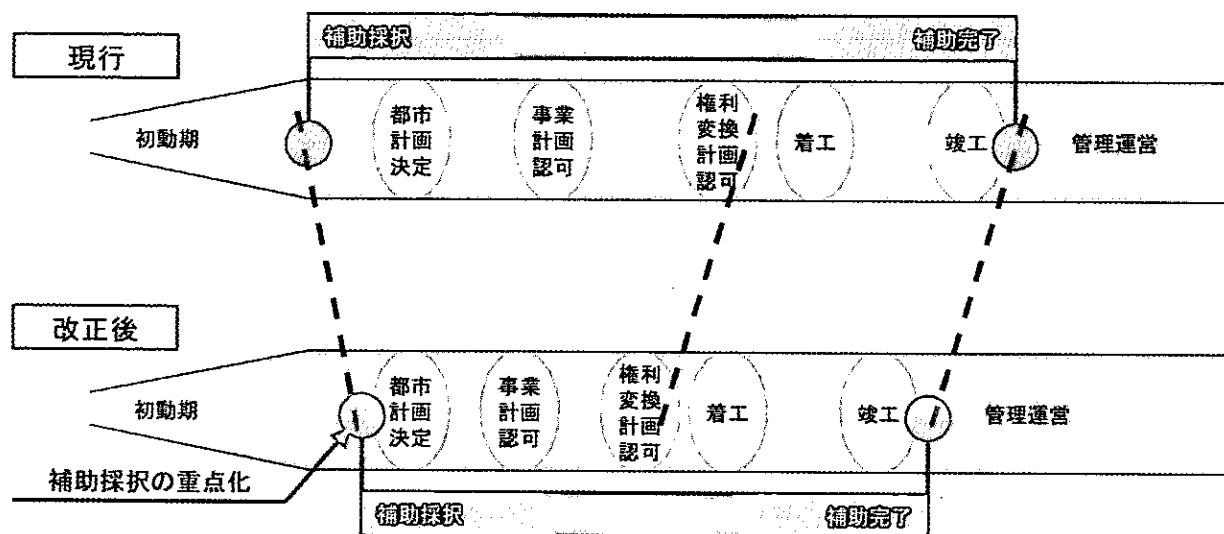
②住宅地区改良事業等の統合補助金化（統合補助金化）【再掲】

5) 市街地再開発事業における時間管理等の導入

①新規採択については、都市計画決定が既になされた地区、又は当該年度に都市計画決定が確実と見込まれる地区に明確化

- ②権利変換計画認可前の調査設計計画費の補助期間を、原則として5年以内に限定

〈時間管理等の導入イメージ〉



2. 透明性・客観性の確保

新規採択時評価（新規事業採択時における費用対効果分析を含む総合的評価）及び再評価（事業途中段階における再評価）を実施し、適切な評価を行う。また、これまで試行してきた事業完了後の事後評価を本格実施する。

Ⅱ 事 項 別 概 要

第 1 公的住宅の供給の推進

1. 公営住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の供給の推進

住宅に困窮する低額所得者に対する公営住宅、高齢者単身・夫婦世帯等に対する高齢者向け優良賃貸住宅、中堅所得者等に対する特定優良賃貸住宅の供給等を推進する。

区 分	事 業 量	
	1 5 年 度	前 年 度
公 営 住 宅	(19,000) 47,000 戸	(14,000) 47,000 戸
高 齢 者 向 け 優 良 賃 貸 住 宅	23,000	21,000
特 定 優 良 賃 貸 住 宅	28,000	29,000
計	98,000	97,000

(注) 事業量の上段 () 書きは、改善分戸数であり内数である。

(単位:百万円)

区 分	1 5 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A / B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
公営住宅等建設事業費	614,069	195,729	656,319	212,832	0.94	0.92
住宅建設事業調査費	217	217	222	222	0.98	0.98
首都圏近郊整備地帯等 事業補助率差額	-	638	-	534	-	1.19
家賃収入補助	-	70,630	-	71,057	-	0.99
家賃対策補助	153,281	74,710	166,360	84,470	0.92	0.88
阪神・淡路家賃低減対策	7,019	3,948	8,162	4,800	0.86	0.82
計	774,586	345,872	831,063	373,915	0.93	0.93

(注) 公営住宅等建設事業費には指導監督交付金を含む。

〔新規事項等〕

（１）民間活力や既存ストックを活用した効率的な公的賃貸住宅の整備

① 高齢者向け優良賃貸住宅における民間活力の一層の活用

民間活力の一層の活用による高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅の買取り費用を補助対象に追加する。

② 既存公営住宅ストックの効率的改善の推進

公営住宅ストックの計画的・効率的な改善を進めるため、公営住宅ストック総合活用計画に基づく一定の個別改善事業について、必要な調査、設計等に要する費用を補助対象に追加する。

③ 民間活力の活用を推進する改善事業の拡充

既存ストックの有効活用と民間活力を活用した効率的な改善事業を推進するため、借上公営住宅等を改善事業の対象となる住宅として追加するとともに、買取方式による改善事業の導入を図る。

（２）地域特性に的確に対応した公的賃貸住宅の整備等

① 公営住宅に係る補助の大括り化等による地方公共団体の自主性の拡大

公営住宅に対する地方分権改革推進会議の指摘等を踏まえ、建設と改善の補助金の大括り化、特に小規模な改善事業や計画的な位置づけに基づかない改善事業に対する国の補助の原則廃止、建設等戸数の縮減と改善事業への集中化・重点化等により、地方公共団体の自主性を拡大する。

② 地域の実情に応じた特定優良賃貸住宅の的確な供給促進

地域の実情に応じた特定優良賃貸住宅の供給を進めるため、最低戸数や同居親族要件等の緩和を可能にするとともに、経済情勢等の変化に応じた家賃対策補助の方法の変更を可能にする。

③ 田園地域等における既存建築ストックの活用による優良な賃貸住宅の供給

ＵＪＩターン者や若年層等向けの優良な賃貸住宅の供給による地方定住を促進するため、再生賃貸住宅地方定住型等において、地域の実情に応じた入居要件等の緩和を可能とする。

（３）犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備する。

2. 良質な民間賃貸住宅の供給の推進

住宅不足の著しい地域において、農地を転用して居住環境が良好で家賃が適正な民間賃貸住宅の供給を促進するため、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給制度を推進する。

区 分	事 業 量	
	1 5 年 度	前 年 度
農地所有者等賃貸住宅	4, 0 0 0 戸	5, 0 0 0 戸

(単位：百万円)

区 分	1 5 年 度 (A)		前年度 (B)		倍率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
農地所有者等賃貸住宅 建設融資利子補給	46,870	3,848	59,492	4,693	0.79	0.82
特定賃貸住宅建設 融資利子補給補助	2,579	1,302	3,102	1,566	0.83	0.83

(注) 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助事業は、平成11年度廃止。ただし、平成10年度までに利子補給することを決めたものを除く。

3. 住宅金融公庫融資等による良質な住宅取得等の促進

「特殊法人等整理合理化計画」の趣旨を踏まえるとともに、中堅所得者等の住宅取得を支援し、良質な住宅ストック形成を図るため、民間住宅ローン債権の証券化支援事業の開始、業務のスリム化・重点化等の改革を積極的に推進する。

区 分	15 年 度	前 年 度
住宅金融公庫住宅	380,000戸	500,000戸

(注) 15年度については、証券化支援事業に係る10,000戸を含む。

(単位:百万円)

区 分	15 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
住宅資金融通事業	5,941,102	364,400	8,131,340	375,900	0.73	0.97

(注) 1 事業費については、このほかに宅地関係分として、15年度に8,198百万円、前年度に12,860百万円がある。

2 15年度事業費については、証券化支援事業に係る買取金額200,000百万円を含む。

〔新規事項等〕

(1) 住宅ローン債権の証券化の推進

① 証券化支援事業の創設

民間金融機関等による長期・固定金利の住宅ローン債権を公庫が買い取り、その貸付債権を信託会社等に信託し、当該債権を担保として、住宅金融公庫債券（資産担保証券）を発行する、「買取型」の証券化支援事業を平成15年度から実施する。

また、公庫が住宅融資保険制度により信用補完を行う民間の長期・固定金利の住宅ローン債権を担保として発行された債券について、投資家に対し期日どおりの元利払い保証を行う、「保証型」の証券化支援事業の実施については、平成16年度以降とする。

なお、買取型及び保証型の証券化支援事業の創設に係る住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の改正を行う。

② 公庫の住宅ローン債権証券化の拡大

住宅ローン債権の証券化市場の活性化を図るため、資産担保証券の発行量を拡大

[平成14年度：6,000億円 → 平成15年度：8,500億円]

(注) 平成15年度については、証券化支援事業によるものを含む。

(2) 特別割増融資額の縮減

経済対策において増額されてきた特別割増融資額を縮減

- ・マイホーム新築(土地なし)等 [現行] 250万円/戸 → [改正] 150万円/戸
- ・マンション購入等 [現行] 400万円/戸 → [改正] 200万円/戸

(3) 都市居住の再生

① 都市部における低未利用地活用に対する支援

都市居住再生融資（有効空地建築物）において、空地要件を見直す。

② マンション建替えに対する支援

都市居住再生融資（マンション建替建築物）において、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定する施行再建マンションについては、敷地面積要件の緩和（500㎡（三大都市圏は300㎡）以上→300㎡以上）及び空地面積要件の撤廃を行う。

(4) 住宅宅地債券（マンション修繕コース）の改善

住宅宅地債券（マンション修繕コース）の1口当たりの積立額を次のとおり引き下げる。

[現行] 100万円 → [改正] 50万円

(5) 住宅ローン返済困難者対策の拡充

住宅ローン返済困難者対策の適用期限を延長する（14年度末→15年度末）とともに、返済期間の延長期間の拡大及び元金据置措置の適用対象者の要件緩和を行う。（「改革加速プログラム」により平成14年12月から実施）

4. 都市基盤整備公団による民間主体の都市再生の実現

都市基盤整備公団は、「特殊法人等整理合理化計画」において、都市再生に民間を誘導する新たな独立行政法人に移行するとされたことを踏まえ、平成15年度は、都市再生に民間を誘導するための措置を講ずる。

区 分	事 業 量	
	15 年 度	前 年 度
居住環境整備事業 地区数	250地区	257地区
うち、市街地再開発事業	19(新規1)	21(新規1)
住宅建設戸数	9,900戸	11,800戸
公団賃貸住宅	7,500戸	8,500戸
再開発・まちづくり関連住宅	1,600戸	2,500戸
公共団体施策住宅	800戸	800戸

(注) 1. この他、15年度に民間供給支援型賃貸住宅制度により、6,100戸(前年度4,000戸)分の敷地について民間事業者の公募を実施。

2. 地区数において、この他、都市機能更新事業(住宅局分) 3地区。

(単位：百万円)

区 分	15年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市基盤整備公団	488,882	27,500	576,958	22,650	0.85	1.21
居住環境整備	397,832	18,500	506,431	13,650	0.79	1.36
土地有効利用	75,082	6,000	58,852	6,000	1.28	1.00
防災公園街区整備	15,968	3,000	11,675	3,000	1.37	1.00

(注) 1. 居住環境整備事業は「住宅対策」に計上。土地有効利用事業、防災公園街区整備事業は「都市環境整備」に計上。このほか都市機能更新事業(住宅局分)がある。

2. この他、政府補給金として、15年度決算見込み額(51,900百万円)を15年度当初予算として計上。

<参考> 平成15年度 都市基盤整備公団出資金総額

(単位：百万円)

区 分	事業費	出資金額(国費)
居住環境整備型		12,000 *
密集市街地整備促進型	397,832 *	6,500 *
土地有効利用型	75,082 *	6,000 *
防災公園街区整備型	15,968 *	3,000 *
宅地供給推進型	317,198	1,300
都市機能更新型	69,640	100
計	875,720 (488,882) *	28,900 (27,500) *

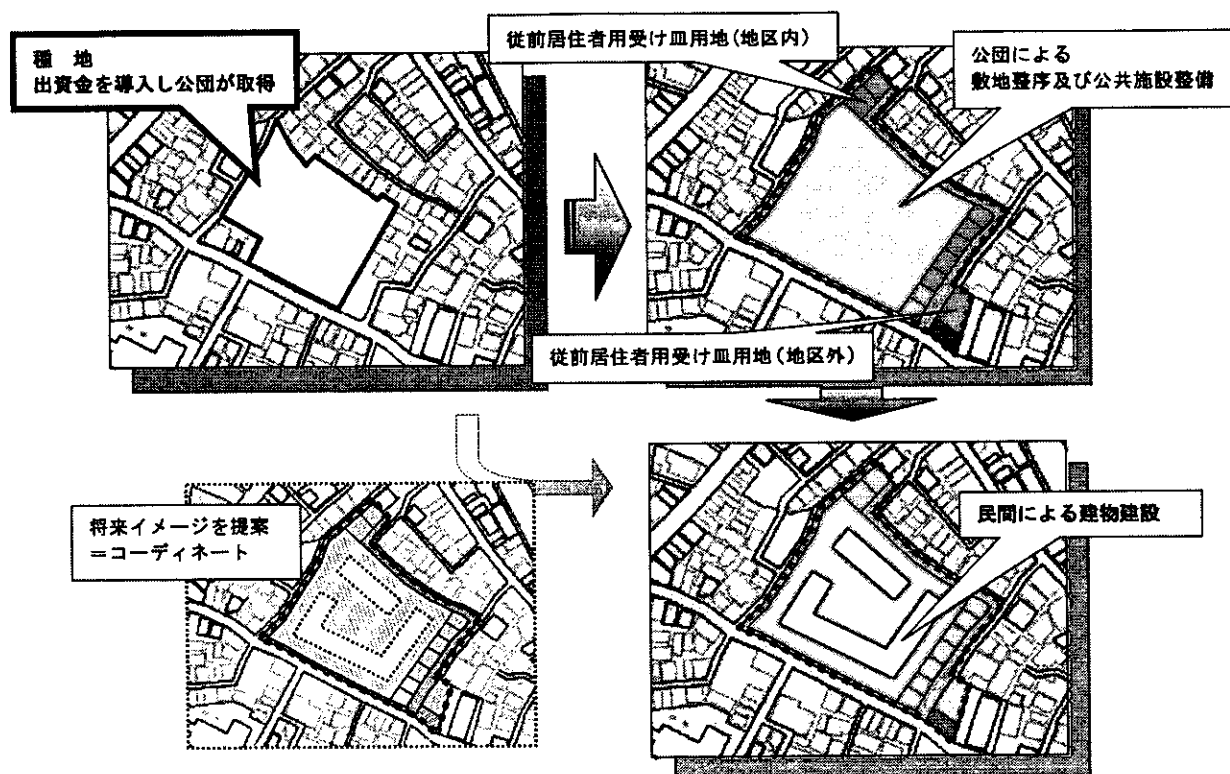
(注) *は住宅局計上分

〔新規事項等〕

（１）都市・居住環境整備推進出資金（密集市街地整備促進型）の創設

都市再生を緊急に図るべき密集市街地において、公団が取得した土地を種地として活用し、拠点的开发や公共施設整備を行い、官民の協力による密集市街地整備の促進を図る。この公団が取得する土地の用地取得費に出資金を充当し、出資金充当率を100%以内とする。

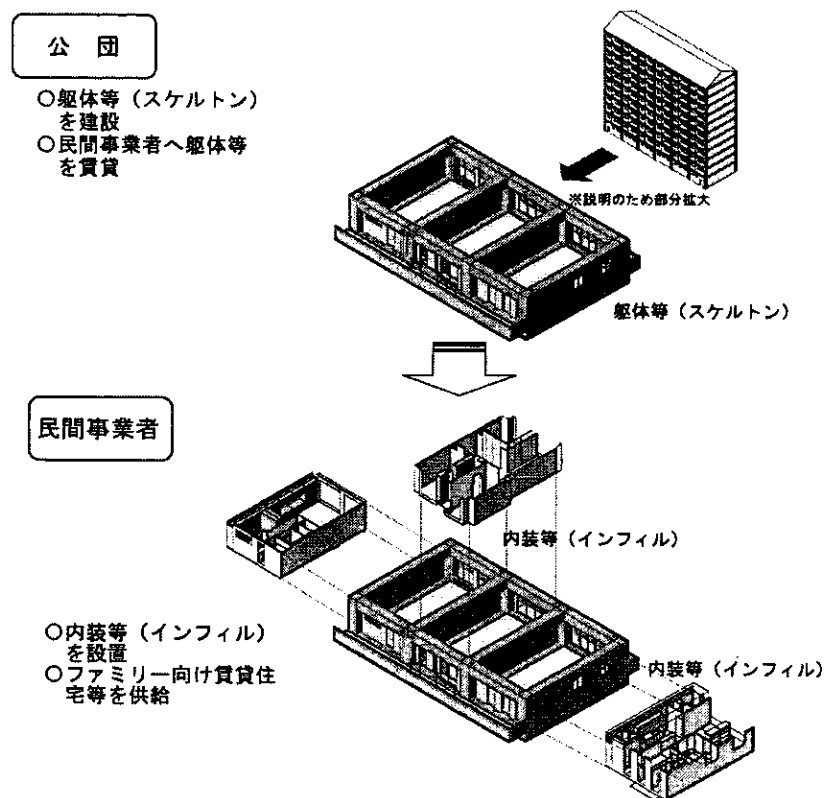
《都市基盤整備公団による事業用種地を活用した密集市街地整備のイメージ》



（２）民間供給支援型賃貸住宅制度の拡充（スケルトン賃貸の活用）

民間による良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を促進し、職住近接の魅力ある都市を形成するため、民間供給支援型賃貸住宅制度（土地を民間事業者に賃貸する方式）を拡充し、同制度において民間賃貸住宅の供給が行われなかった場合に、公団が建物の躯体等（スケルトン）を民間事業者に賃貸する方式を設ける。この場合に、敷地に係る用地費について出資金の充当対象とする。

《スケルトン賃貸を活用した民間供給支援型賃貸住宅制度のイメージ》



（３）補給金等

- ・平成15年度予算として、平成15年度決算見込み額を措置する。
（従来は決算確定額を翌年度の補正予算にて措置。また、平成13年度決算確定額及び平成14年度決算見込み額については、後年度に措置する。）

（４）市街地再開発事業の新規着手

都市再生の推進を図るため、新たに以下の1地区において、市街地再開発事業に着手。

- ・寝屋川市駅東地区

（大阪府寝屋川市、都市再生緊急整備地域内、費用便益比1.6）

（５）資金調達の多様化

財務体質の強化、資金調達の多様化等の観点から、引き続き財投機関債の発行を行う。

平成14年度 500億円 → 平成15年度 900億円

5. がけ地近接等危険住宅の移転の推進

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を行う者を支援することにより、急傾斜地崩壊対策その他災害防止対策とあいまって、危険住宅の解消と災害に強い国土づくりを推進する。

移転戸数 800戸 (前年度 800戸)

(単位:百万円)

区 分	15年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
がけ地近接等 危険住宅移転事業	1,282	643	1,424	714	0.90	0.90

第2 住宅市街地の総合的な整備等による良好な 居住環境整備の推進

1. 住宅市街地等の総合的な整備の推進

大都市地域等の既成市街地において良質な市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の形成を図る住宅市街地整備総合支援事業、優良な建築物の整備と良好な市街地環境の形成を進める優良建築物等整備事業、地域の創意工夫を活かしつつ景観整備等を行う街なみ環境整備事業を推進する。

(単位:百万円)

区 分	1 5 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A / B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
住宅市街地整備 総 合 支 援	201,342	67,300	195,317	66,671	1.03	1.01
都市開発資金 (都市基盤整備公団等)	350	350	1,350	1,350	0.26	0.26

(注) 住宅市街地整備総合支援には、道路整備特別会計上分を含む。

〔新規事項等〕

(1) 大都市居住環境整備推進制度の拡充

都市再生特別措置法に基づき政令により指定される都市再生緊急整備地域内において都市・居住環境整備重点地域を定める場合にあっては、同法第十五条の規定による地域整備方針を当該重点地域の基本計画とみなすことができることとする。

(2) 住宅市街地整備総合支援事業の拡充

① 都市再生住宅制度の拡充

- 1) 密集住宅市街地の緊急整備を推進するため、防災街区整備事業（仮称）及び防災街区整備事業に関連して緊急に整備の必要な公共施設の整備により住宅に困窮する者について、都市再生住宅の入居対象者とする等、必要な拡充を行う。

2) マンション建替えの円滑化等に関する法律に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業のうち、平成19年度までに着手されるものについて都市再生住宅の対象地域の拡大、建替えに係るマンションの戸数要件の緩和（50戸以上→10戸以上）及び地区面積要件の緩和（1,500㎡以上→300㎡以上）を行う。

③ 犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備する。

④ 既存建築ストックの活用による良好な市街地住宅の供給

良好な市街地住宅の供給等を図るため、既存オフィスビル等を市街地住宅に転用する際に必要となる共同施設の整備費を補助対象とする。

⑤ 統合補助金化の推進

住宅市街地総合支援事業費統合補助に街なみ環境整備事業を位置づけ、統合補助金化する。

（３）優良建築物等整備事業等の拡充

① 既存ストック活用タイプの創設

良好な市街地住宅の供給等を図るため、既存オフィスビル等を市街地住宅に転用する際に必要となる共同施設の整備費を補助対象とする。

② マンション建替えに係る支援制度の拡充

マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業のうち平成19年度までに着手されるものについて、マンション建替タイプの地区面積要件の緩和（1,000㎡（三大都市圏等は500㎡）以上→300㎡以上）及び空地面積要件の撤廃等を行う。

③ 病院、集会所等の特定建築物における耐震改修の推進

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域を補助事業対象地域に追加する。

④ 防犯に配慮したまちづくりの推進

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備する。

⑤ 阪神・淡路大震災の復興関連事業の推進

非常災害時補助率（2/5）の適用期限を平成16年3月31日まで延長する。

2. 市街地の再開発の推進

市街地環境の整備改善と合理的かつ健全な土地利用を実現するため、市街地再開発事業、都市再生推進事業等を推進する。

(単位：百万円)

区 分	15年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市環境整備	143,547	27,536	136,941	26,297	1.05	1.05
市街地整備	141,947	26,736	135,341	25,497	1.05	1.05
○市街地再開発事業等	134,412	24,073	127,663	22,794	1.05	1.06
○都市再生推進事業	7,215	2,503	7,278	2,503	0.99	1.00
○都市開発資金	320	160	400	200	0.80	0.80
道路環境整備	1,600	800	1,600	800	1.00	1.00
○都市再開発関連公共施設整備促進事業(道路特会)	1,600	800	1,600	800	1.00	1.00

(注) 市街地再開発事業等には、先導型再開発緊急促進事業、人にやさしいまちづくり事業、都市再開発関連公共施設整備促進事業(一般会計)を含む。

〔新規事項等〕

(1) 市街地再開発事業の拡充

① 市街地再開発事業における事業の重点化

- 1) 国庫補助採択基準に、都市再生緊急整備地域内において実施される事業を追加し、特定商業集積整備基本構想に基づく事業を除外
- 2) 新規採択については、都市計画決定が既になされた地区、又は当該年度に都市計画決定が確実と見込まれる地区に明確化
- 3) 権利変換計画認可前の調査設計計画費の補助期間を、原則として5年以内に限定

② コーディネート業務に対する補助制度の拡充

- 1) 対象地区に、都市再生緊急整備地域を追加
- 2) 単年度事業費の下限を撤廃(補助期間は5年以内)

③ 地域特性に応じた再開発の推進

国庫補助採択基準のうち、施設建築物の階数要件について、一定の要件を

満たす場合に適用を除外

【現 行】4階以上（組合施行の場合）

【改正後】指定容積率（＊）の2分の1以上の場合、階数要件を適用しない

＊ 高度利用地区、地区計画等により300%以上で指定されたもの

④ 犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備

⑤ 統合補助制度の導入

隣接又は近接する地区における複数の市街地再開発事業及び人にやさしいまちづくり事業において、統合補助制度を導入

⑥ 阪神・淡路大震災の復興関連事業の推進

非常災害時補助率（2/5）の適用期限を平成16年3月31日まで延長

（2）都市再生総合整備事業（総合整備型）の拡充

① 都市再生緊急整備地域における事業の迅速化

都市再生緊急整備地域内において都市・居住環境整備重点地域を定めた場合、地域整備方針を当該重点地域の基本計画と見なす

② 統合補助制度の導入

地方公共団体等が策定する概ね10ヶ年の都市再生事業計画（仮称）に基づき、特定地区における各事業主体の補助金を年度毎に一括交付

（3）再開発融資の充実

① 都市居住再生融資制度の拡充（住宅金融公庫）

1) 都市部における低未利用地活用に対する支援のため、有効空地建築物の空地要件の見直しを実施

2) マンション建替えに対する支援のため、都市居住再生（マンション建替建築物）において、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定する施行再建マンションについて敷地面積要件を緩和（500㎡（三大都市圏は

300㎡) 以上→300㎡以上) 及び空地面積要件を撤廃

② 日本政策投資銀行による融資制度の拡充

- 1) 市街地再開発事業に対する融資の金利について、政策金利Ⅲの適用を継続（平成16年度まで）
- 2) 特定街区内建築物整備事業等の対象事業に、都市再生緊急整備地域において行われる建築物整備事業を追加（「改革加速のための総合対応策」により平成14年11月から実施）

3. 密集住宅市街地の整備の推進

防災性の向上及び居住環境の改善を要する密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽建築物等の除却や改善、道路や公園等の地区施設の整備、従前居住者の居住確保等を行う密集住宅市街地整備促進事業を推進する。

(単位:百万円)

区 分	1 5 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A / B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
密集住宅市街地 整 備 促 進	30,280	15,000	29,365	14,550	1.03	1.03

〔新規事項等〕

(1) 密集住宅市街地の緊急整備のための新制度の創設

狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、権利関係が輻輳している密集住宅市街地の現状に即した権利調整と、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業等を行う「防災街区整備事業（仮称）」を創設するとともに、密集住宅市街地整備促進事業において、周辺地区を含めた一体的整備について補助を行う。

(2) 組合再開発促進基金の保証対象事業の拡充

民間事業者の円滑な事業施行のため、債務保証制度の対象事業に密集住宅市街地整備促進事業(防災街区整備事業を含む)を追加する。

(3) 犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備する。

4. 住環境の整備の推進

既成市街地等の住環境を整備改善し、良質な住宅を供給するため、不良住宅の除却、道路・公園等の整備、改良住宅の建設等を行う住宅地区改良事業等を推進する。（代表地区：東京都板橋区大谷口上町、大阪市生野区生野東地区）

区 分	事 業 量	
	1 5 年 度	前 年 度
改 良 住 宅 等 建 設 戸 数	2,600戸	2,600戸
整 備 地 区 数	約80地区	約80地区

（注）改良住宅等建設戸数には、都市再生住宅分（800戸）を含む。

（単位：百万円）

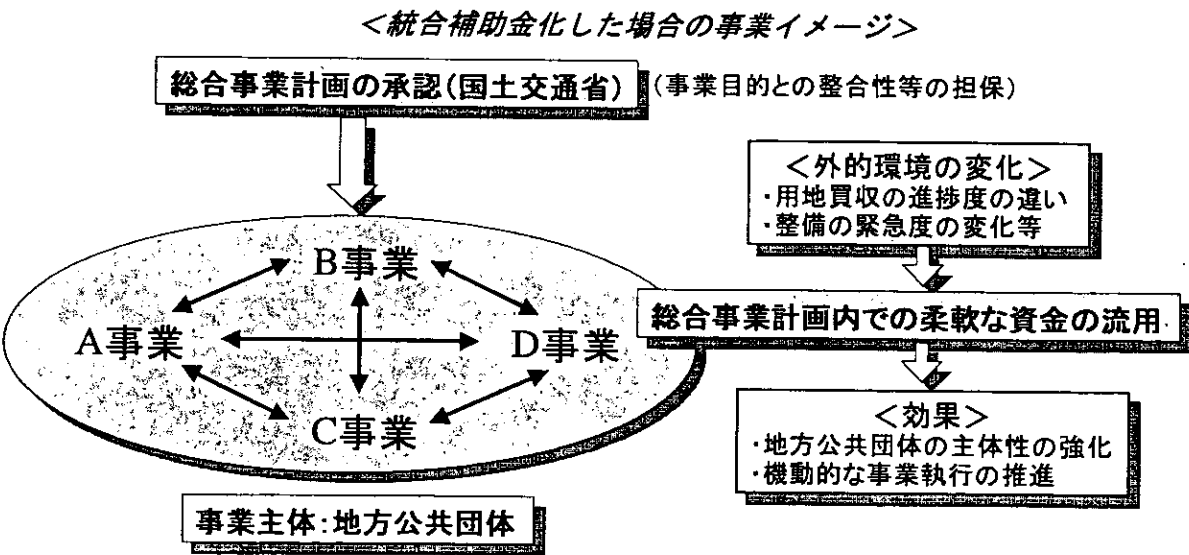
区 分	1 5 年 度（A）		前 年 度（B）		倍 率（A／B）	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
住宅地区改良費等	39,381	23,276	42,759	25,314	0.92	0.92
住 宅 対 策 諸 費	203	154	1,010	694	0.20	0.22
計	39,584	23,430	43,769	26,008	0.90	0.90

（注）住宅地区改良費等には、新産業都市等補助率差額及び住宅建設事業調査費を含む。

〔新規事項等〕

（1）住宅地区改良事業等の統合補助金化

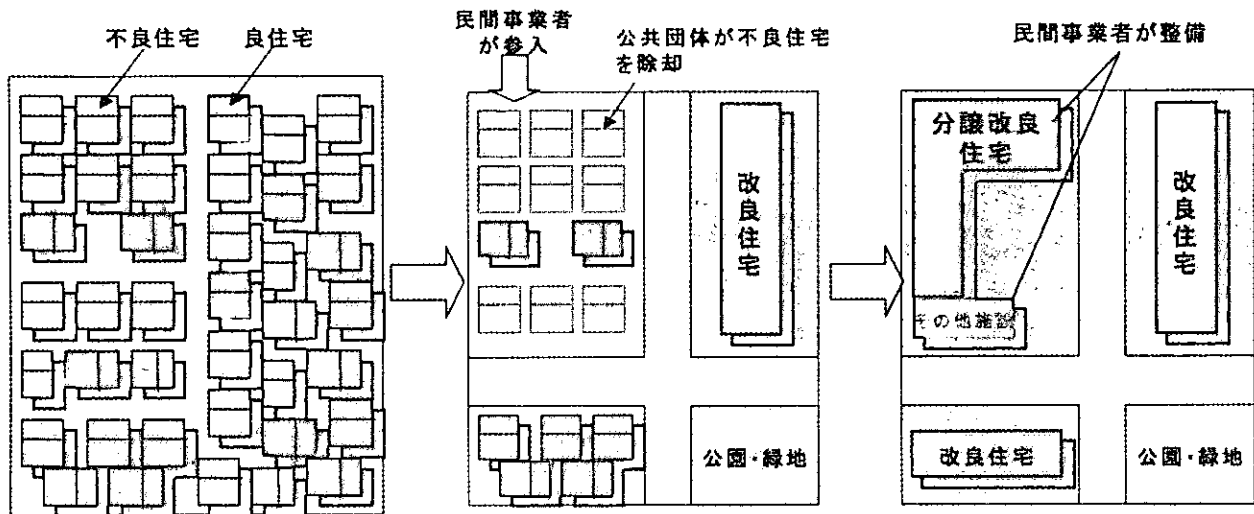
不良住宅が密集し保安衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区の環境の整備改善を図る住宅地区改良事業等については、これまで国が箇所毎に個別に配分を行ってきたところであるが、地方公共団体の主体的な取り組みや創意工夫を活かした事業展開を可能とするため、統合補助金化する。



(2) 住宅地区改良事業等における民間事業者の活用

住宅地区改良事業及び小規模住宅地区改良事業について、民間事業者の活用による事業の円滑かつ効率的な実施を可能とするため、従前居住者向け分譲改良住宅の共同施設整備費の補助対象に一定の民間事業者を追加する等の制度拡充を行う。

<民間事業者を活用した場合の事業イメージ>



(3) 既存改良住宅ストックの効率的改善の推進

改良住宅ストックの計画的・効率的な改善を進めるため、改良住宅ストック総合活用計画に基づく一定の個別改善事業について、必要な調査、設計等に要する費用を補助対象に追加する。

(4) 犯罪に対して抵抗力のある住まい・まちづくり

犯罪の発生を防ぎ、入居者等の身体・財産の保護を図るため、共同施設整備費の補助対象として、監視装置設置費に係る規定を整備する。

第3 住宅宅地関連公共施設等の整備の推進

大都市地域等において、良好な居住環境を備えた住宅宅地の供給を促進するため、住宅宅地供給事業に関連して必要となる公共施設等の整備に対して補助を行う住宅宅地関連公共施設等総合整備事業等を推進する。

(単位:百万円)

区 分	15年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
住宅対策	98,029	42,600	108,136	47,767	0.91	0.89
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	76,333	32,920	84,459	38,077	0.90	0.86
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	18,376	9,630	19,257	9,630	0.95	1.00
住宅宅地関連公共公益施設整備事業助成制度	3,300	30	4,400	40	0.75	0.75
住宅建設事業調査費	20	20	20	20	1.00	1.00
道路環境整備	130,892	66,000	122,000	61,000	1.07	1.08
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	130,892	66,000	122,000	61,000	1.07	1.08
合 計	228,921	108,600	230,136	108,767	0.99	1.00

(注1) 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業には、補助率差額(道路整備特別会計分は、道路整備計上)を含む。

(注2) 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業総計 15年度:事業費 207,225百万円、国費 98,920百万円、14年度:事業費 206,459百万円、国費 99,077百万円

〔新規事項等〕

住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の拡充

- ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域を対象地域に追加

第4 個別政策課題への対応

(1) 住宅市場環境整備施策の推進

循環型の住宅市場の形成を促進するため、以下の施策により新築住宅市場、既存住宅市場、賃貸住宅市場及びリフォーム市場等の環境整備を推進し、住宅流通の活性化や円滑な住み替えの促進、ストックの質的向上を図る。

①既存住宅市場の環境整備

1. 既存住宅等の性能評価に対応した紛争処理体制の整備

既存住宅等の性能評価に対応した紛争等に係る調査研究、事例分析・提供、指定住宅紛争処理機関への支援等を推進する。

2. 中古住宅に係る瑕疵保証制度の導入の支援

中古住宅売買に際しての瑕疵保証制度の導入を円滑化するための基金の造成に対し支援し、安心して中古住宅を取引できる環境を整備する。

3. 高齢者等の住宅資産の流動化による住み替え支援の促進

高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度を創設し、賃貸住宅市場において不足しているファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を促進するとともに、良質な賃貸住宅の流通活性化を促進する。

②新築住宅市場の環境整備

1. 伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化の推進

伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化を図るため、設計施工指針の策定、後継技能者育成等研修の実施基盤の整備及び研修の実施等を推進する。

2. 瑕疵保証制度の導入の支援

中小住宅生産者による新築住宅の瑕疵保証制度の導入を円滑化するための基金の造成に対し支援し、消費者が安心して新築住宅を建設・取得し、また増改築工事を発注できるような市場環境を整備する。

(2) 木造住宅の振興と地域住宅産業の構造改革

①木造住宅総合対策事業の推進

木造住宅の市場競争力の強化と中小住宅生産者の近代化を図るため、地方公共団体や地域の生産者団体等による経営指導、情報化支援、優良な木造住宅団地(フォレストタウン)の整備等に対して助成する木造住宅総合対策事業を推進する。

②優良な木造住宅の建設促進

木造公営住宅等の建設促進を図るとともに、地域特性を踏まえた良質な木造住宅について、住宅金融公庫の優遇措置(地方公共団体施策住宅特別割増融資(地域木造住宅))を通じて建設促進を図る。

(3) 環境対策の推進

地球環境問題等への対応、循環型経済社会の構築を図るため、以下の施策により住宅・建築分野における総合的な環境対策を推進する。

①環境と調和した住宅等の整備

地球温暖化や都市のヒートアイランド現象、建設廃棄物等の環境問題に総合的に配慮した住宅を普及するため、屋上緑化や自然・未利用エネルギーの活用、住宅へのS I方式の導入等により環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備を行う環境共生住宅市街地モデル事業を推進する。

また、住宅金融公庫融資の活用により、省エネルギー住宅や耐用性の高い住宅等の普及を促進する。

②建築分野における省エネルギー等の総合的な環境対策の推進

省エネルギー等環境に配慮した建築物に関する誘導的な基準の策定、誘導的基準に適合する旨の認定制度の創設、認定建築物に対する税制上の特例措置及び政策融資の創設等により、建築分野における総合的な環境対策を推進する。

③燃料電池等の新エネルギーの住宅への導入に向けた技術開発の推進

燃料電池の住宅への導入に向けた技術開発を推進するため、用途や規模、立地等を勘案したモデル的実証実験を実施するとともに、消費者や住宅生産者への情報提供による普及活動を促進。

④シックハウス対策の推進

シックハウス症候群による健康への影響の低減に資するため、建築基準法の改正（H14.7改正、1年以内に施行）を踏まえ、以下の施策を実施する。

1. 住宅・非住宅に係る室内空気質の実態調査を大規模に行うとともに、モデル的な実証実験を行い、室内空気質に配慮した設計施工に係るガイドラインをとりまとめ、消費者や住宅生産者等に広く情報提供を行い、室内空気中の化学物質濃度を低減する住宅の普及を促進
2. 住宅の建材・施工材等に含まれる物質について、有害物質や環境に影響を与える物質に関するデータベースを構築

以上の施策の推進にあたっては、住宅の生産、供給、管理等に係る市場基盤整備形成を統合的に推進する住宅産業構造改革等推進事業及び公営住宅等関連事業推進事業を活用する。

第5 行政経費

〔新規事項等〕

1. 住宅市場環境整備の促進

(1) 住宅需要実態調査経費

住宅政策の展開を図るうえでの基礎資料を得るため、全国の普通世帯の居住する住宅及び住環境に対する評価、最近の居住状況の変化の実態、住宅の改善計画の有無とその内容等を把握し、住宅に関する客観的状況と主観的評価との関連性等の分析を行う。

国 費 1 2 8 百万円

(2) 民間住宅ローンの実態に関する調査検討経費

「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえた住宅金融公庫の融資業務の見直しを行うため、住宅関連事業者を対象にアンケート調査を実施し、民間金融機関の審査方針等の実態を把握する。

国 費 6 百万円

(3) 市場整備に合わせて再構築すべき市場補完施策の今後のあり方に関する検討経費

住宅政策は、社会経済情勢の変化を踏まえ、ストック重視、市場重視の観点から推進すべき時期にあり、各市場における市場補完のあり方や住宅政策体系、供給者助成型施策、利用者助成型施策の比較分析等を行い、セーフティネットの構築等市場整備に合わせた今後の市場補完施策のあり方を検討する。

国 費 7 百万円

(4) 住宅リフォームの促進等ストックの質の向上と有効活用方策の検討経費

住宅リフォームの促進による既存ストックの有効活用や住宅等の適切な維持管理等の促進、団地型マンションの建替えの円滑化を図るため、性能向上リフォームの簡便な効果検証手法と標準見積方法のとりまとめ及び性能向上リフォームのマニュアルの作成、耐震改修効果の高い新しい工法についての技術指針等の作成、マンション総合調査の実施、建物の区分所有等に関する法律の改正にあわせた中高層共同住宅標準管理規約の見直しの検討、団地型マンションの円滑な建替えのためのガイドラインの作成等を行う。

国 費 5 4 百万円

(5) 住宅の流通・循環を促す市場インフラの構築のための経費

住宅市場整備行動計画の円滑な実施のため、既存住宅の性能を効率的に評価する非破壊検査技術・手法の体系化を行うとともに市場において高く評価され長く使用される既存住宅について、その要因を性能、仕様等の観点から検証する。併せて、住宅完成保証制度や住宅性能表示制度等の活用と第三者預託による工事代金の出来高払い支援を連携させた住宅生産市場の仕組みについて検討し、試行・検証を行う。

国 費 3 0 百万円

(6) 住環境に係る市場整備のための参考指標普及検討経費

国民の居住地選択を容易にするとともに、居住地に関する住環境が適切に評価されることにより、市場を通じた良好な住環境を形成するため、住環境に係る参考指標を用いた情報提供を、実際の都市をモデルに実験的に行い、必要な情報項目・提供方法等についての検討を行う。

国 費 1 6 百万円

(7) 民間賃貸住宅市場の活用方策の検討経費

民間賃貸住宅市場の活性化のため、賃貸住宅に関するプロパティマネジメント、証券化のための仕組みの具体的な適用方法、定期借家制度の活用状況、サブリース契約の普及促進及び再開発と連携した賃貸住宅の整備等に関する調査を行い、これらの制度の活用等方策について検討を行う。

国 費 2 4 百万円

2. 環境対策の充実に要する経費

(8) 住宅・建築物環境対策検討経費

住宅・建築分野における環境対策を推進するため、ライフサイクルにおいて環境影響を低減する住宅・建築物の設計指針の作成、性能検証をふまえた在来木造工法の技術基準等の作成、新築住宅及び既存住宅の省エネルギー性能の水準を推計・評価する手法の開発、建築物のエネルギー消費量の分析を踏まえた既存建築物の省エネ改修手法の検討等を行う。

国 費 5 4 百万円

3. その他

(9) 国際化に対応した建築設計資格制度のあり方検討経費

建築設計サービスの提供を巡る国際化の動向に対応して建築士の国際的な活動の円滑化を図るため、建築士法に基づく建築士制度と他国の建築設計資格制度との相互認証等を進めるべく必要な検討を行う。

国 費 1 1 百万円

(10) 建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討経費

「e-Japan 重点計画ー 2002 (IT 戦略会議)」等に基づき、電子化することが新たに追加された建築関連手続きのオンライン化の検討及び旧アクションプランに基づく手続きの実運用に向けた情報処理機器の整備等を行う。

国 費 5 3 百万円

